

官報

号外

昭和三十三年三月十三日

○第二十六回 衆議院 會議録 第二十号

昭和三十三年三月十三日(水曜日)

議事日程 第十六号

昭和三十三年三月十三日

午後一時開議

第一 特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 健康保険法等の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出)

第四 船員保険法の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出)

第五 厚生年金保険法の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出)

●本日の會議に付した案件

海外移住審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日程第一 特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 健康保険法等の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出)

日程第四 船員保険法の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出)

日程第五 厚生年金保険法の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出)

昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の充渡の特例に関する法律案(第二十五回国会内閣提出)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二十八分開議
○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

海外移住審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。内閣から、海外移住審議会委員に本院議員二階堂進君を任命するため、国会法第三十九条ただし書きの規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

日程第一 特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第一、特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第二、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案、右の両案を一括して議題といたします。委員長

の報告を求めます。商工委員長福田篤泰君。

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

特別鉱害復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「施行の日から七年を経過した時」を「昭和三十三年四月一日」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は會議録に掲載〕

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事」を「復旧工事」に、「家屋等の復旧工事」を「協賛及び裁定(第八十条―第八十九条)」を「削除」に改める。

第二十八条第一項及び第二項中「準備金」の下に「並びに家屋等の復旧費であつて、第五十三条の二第一項の規定により事業団が負担すべきもの」を加える。

第三十一条第一項第一号中「家屋等について生じたものを除く」を削り、同項中第七号を削り、第八号及び第九号をそれぞれ第七号及び第八号とし、同条第二項中「前項第九号」を「前項第八号」に改める。

第三十二条第二項中「同項第五号」を「並びに同項第五号」に改め、「並びに同項第七号の貸付の相手方、限度、方法、利率及び期限」を削る。

第三章 農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事 第三章 復旧工事」に改める。

第四十八条第一項中「家屋等の復旧を目的とするものを除く。以下この章において同じ」を削る。

第五十一条第一項第五号中「及び負担金」の下に「、都道府県の補助金」を加える。

第五十三条の次に次の一条を加える。

(事業団の負担)

第五十三条の二 事業団は、賠償義務者又は第五十二条の受益者が第六十六条第三項の規定により家屋等の復旧費に充てらるべき納付金又は負担金の全部又は一部を納付することを要しなくなつたときは、その家屋等の復旧費の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により事業団が負担すべき額は、賠償義務者又は受益者が納付することを要しなくなつた納付金又は負担金の額に、その家屋等の復旧費の総額からその家屋等を復旧するために必要な盛土その他の地盤の復旧工事及びこれに起因する家屋等の補修工事に要する費用(以下「地盤等復旧費」という)の二分の一を控除した残額に對し、その家屋等の復旧費の総額から地盤等復旧費を控除した残

額が有する割合を乗じて得た額とする。

第五十六条に次の一項を加える。

5 第一項の実施計画が家屋等の復旧を目的とするものであるときは、同項の認可を申請する実施計画には、その被害に係る被害者の同意書(その同意を得ることができなかつたときは、その事由を記載した書面)を添附しなければならない。

第五十七条第二項中「(家屋等を除く)」を削る。

第六十八條第一項中「又は第五十二條の負担金として事業団が徴収すべき金額」と若しくは第五十二條の負担金として事業団が徴収すべき金額又は第五十三條の二第一項の規定により事業団が負担すべき金額に改め、同項ただし書中「又は第五十二條の負担金の額のうち、その請求の時までに事業団が徴収した額」を「若しくは第五十二條の負担金の額のうちその請求の時までに事業団が徴収した額又は第五十三條の二第一項の規定により事業団が負担すべき金額の合計額」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第八十條から第八十九條まで 削除

第九十四條第一項中「又は公共施設を、公共施設又は家屋等」に改め、同条第二項中「又は農業用施設」を、農業用施設又は家屋等に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項及び第二項の規定により家屋等の復旧を目的とする復旧工事の施行者に対し国及び都道府県が交付する補助金の合計額は、地

盤等復旧費の額の二分の一とし、国及び都道府県が交付する補助金の額の割合は、政令で定める。

5 賠償義務者又は第五十二條の受益者が第六十六條第三項の規定により家屋等の復旧費に充てるべき納付金又は負担金の全部又は一部を納付することを要しなかつた場合において第一項及び第二項の規定により家屋等の復旧を目的とする復旧工事の施行者に対し国及び都道府県が交付する補助金の合計額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額とその納付することを要しなかつた納付金又は負担金の額から第五十三條の二第一項の規定により事業団が負担すべき金額を控除した残額に相当する額との合計額とする。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第四十八條第一項の改正規定は、昭和三十三年度の復旧基本計画から適用する。

〔報告書は會議録に掲載〕

〔福田篤泰君登壇〕

○福田篤泰君 たいだいま議題となりまして特別被害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案並びに臨時石炭被害復旧法の二部を改正する法律案について、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

特別被害復旧臨時措置法は、太平洋戦争中戦争遂行のための緊急な国家の要請に基いて強行出版したために生じた特別被害を急速かつ計画的に復旧する目的をもちまして昭和二十五年制定

せられ、今日に至つておるものであります。本法律によりまして、昭和三十一年度末までに約百億円の復旧工事を完了することになっておりますが、本法律の施行期限である本年五月十一日までは、特別被害と認定されております家屋、農地の一部の工事が完了できないう見通しであります。従いまし

て、法律の有効期限を昭和三十三年三月末日まで延長しようというのが、本法律案の内容であります。

次に、臨時石炭被害復旧法は、明治以来累積せられた被害をそのまゝに放置しておくことは、国土の有効利用及び民生の安定の見地から見てゆゆしきことでありますので、これを十カ年間に計画的に復旧しようという目的をもつて昭和二十七年に制定せられ、今日に至つておるものであります。

本法律は、従来まで、農地、上下水道、学校、鉄道等に適用せられ、それぞれ補助金が支出されておるのであります。現地の被害者が最も復旧を希望しております家屋については、公共施設でないため、本法の適用外に置かれておるのであります。従いまし

て、現地におきましては、家屋復旧問題は深刻な社会問題として参りまして、関係者は、機会あるごとに、家屋復旧を促進するために、家屋を補助の対象に加えるよう、熱心な陳情が続けられて参つたのであります。

商工委員会におきましては、昨年十月、慎重に協議いたしました結果、与野党一致して、家屋にも本法律を適用して国庫補助金を支出すべしとの決議をなし、政府に善処を要望したのであります。政府も、本決議の趣旨を尊重

して、今回本法律案を提出したものであります。

すなわち、本法律案の内容は、家屋も本法律の復旧基本計画の対象に加え、その復旧費のうち、家屋等を復旧するために必要な地盤の復旧工事及びこれに基因する家屋等の補修工事に要する費用を国と都道府県の補助対象に加えることとするものであります。

阿法案につきましては、二月十九日水田通商産業大臣より提案の理由を聴取し、三月五日より質疑に入りまして、質疑の詳細は速記録に譲ることといたしました。

三月八日、質疑を終了いたしましたので、両法案をそれぞれ採決に付しましたところ、両法案とも全会一致をもつて原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

採決後、小笠原君より阿法案に対してそれぞれ付帯決議を付したいとの提案がなされたので、多賀谷眞穂君の賛成討論の後、採決いたしましたところ、阿法案ともそれぞれ付帯決議を付することに議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 阿法案を一括して採決いたします。阿法案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、阿法案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 健康保險法等の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出)

日程第四 船員保險法の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出)

日程第五 厚生年金保險法の一部を改正する法律案(第二十五回国会内閣提出)

○議長(金谷秀次君) 日程第三、健康保險法等の一部を改正する法律案、日程第四、船員保險法の一部を改正する法律案、日程第五、厚生年金保險法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長藤本捨助君。

健康保險法等の一部を改正する法律案

健康保險法等の一部を改正する法律案

健康保險法等の一部を改正する法律案

第一条 健康保險法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者(以下被扶養者ト稱ス)」を「其ノ被扶養者ニ改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ被扶養者ノ範圍ハ左ニ掲グルモノトス

一 被保險者ノ直系尊屬、配偶者(届出ヲ為サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ)及子

ニシテ主トシテ其ノ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

二 被保險者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保險者ト同一ノ世帯ニ屬シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

二 被保險者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保險者ト同一ノ世帯ニ屬シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

昭和三十三年三月十三日 衆議院會議録第二十号 健康保險法等の一部を改正する法律案外二案

三 被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ生計ヲ維持スルモノ
四 前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引続

キ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ生計ヲ維持スルモノ
第三條第一項ノ表を次のように改め、同条第四項中「前二項ノ規定ニ依リ標準報酬ノ定マリタル被保険者ニ付」を「被保険者ガ」に、「其ノ標準報酬」を「其ノ者ノ標準報酬」に改める。

標準報酬月額額	標準報酬日額	報酬月額額
第一級	四〇〇〇円	一三〇円
第二級	五〇〇〇円	一五〇円
第三級	六〇〇〇円	一七〇円
第四級	七〇〇〇円	一九〇円
第五級	八〇〇〇円	二一〇円
第六級	九〇〇〇円	二三〇円
第七級	一〇〇〇〇円	二五〇円
第八級	一三〇〇〇円	三〇〇円
第九級	一四〇〇〇円	三二〇円
第一〇級	一六〇〇〇円	三六〇円
第一一級	一八〇〇〇円	四〇〇円
第一二級	二〇〇〇〇円	四四〇円
第一三級	二二〇〇〇円	四八〇円
第一四級	二四〇〇〇円	五二〇円
第一五級	二六〇〇〇円	五六〇円
第一六級	二八〇〇〇円	六〇〇円
第一七級	三〇〇〇〇円	六四〇円
第一八級	三二〇〇〇円	六八〇円

第一九級	三六〇〇〇円	七二〇円
第二〇級	三八〇〇〇円	七六〇円
第二一級	四〇〇〇〇円	八〇〇円
第二二級	四二〇〇〇円	八四〇円
第二三級	四四〇〇〇円	八八〇円
第二四級	四六〇〇〇円	九二〇円

第七條第二項中「第一條第二項ノ保險給付」を「被扶養者ニ係ル保險給付」に改める。

第九條及び第九條ノ二を次のように改める。

第九條 厚生大臣又ハ都道府県知事ハ被保険者ノ異動及報酬、保險給付並ニ保險料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ事業所ニ就キ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ質問又ハ検査ヲ為ス場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示ス証明書を携帯シ関係者ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ
第一項ノ規定ニ依リ権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得ズ

第九條ノ二 厚生大臣又ハ都道府県知事ハ保險給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者ニ対シ其ノ行ヒタル診療、薬剤ノ支

給又ハ手当ニ関シ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

厚生大臣又ハ都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付又ハ家族療養費ノ支給ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ当該保險給付ニ係ル診療又ハ調剤ノ内容ニ関シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得
前條第二項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リ質問ニ付、同條第三項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リ権限ニ付之ヲ準用ス
第十一條第一項に次のただし書を加ふる。

但シ第七十九條ノ二ノ規定ニ依リ保險料ノ徴収ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ
第十一條第二項後段を削り、同條第三項中「前項」を「第一項」に改め、同條第二項の次に次の一項を加ふる。

前項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発ス日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナシコトヲ要ス但シ第七十九條ノ

二各号ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第十一條ノ二第一項中「保險料其ノ他本法ノ規定ニ依リ徴収金ヲ納付セザルトキ」の下に「又ハ第七十九條ノ二各号(第四号ヲ除ク)ノ一ニ該当スル納付義務者納期ノ到ラザル保險料納付ノ告知ヲ受ケ保險料ヲ納付セザルトキ」を加ふる。

第十一條ノ三「市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徴収金」を「国税及地方税に改める。

第十一條ノ四「徴収金ニ関スル書類ノ送達ニ付テハ」を「徴収金ニ関シテハ」に、「国税徴収法第四條ノ九及第四條ノ十」を「国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四條ノ二乃至第四條ノ五、第四條ノ九、第四條ノ十及第九條ノ二」に改める。

第十三條ノ二第一項第一号中「船員保險法」を「船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)」に改め、同項第七号を削る。

第二十條第一項中「喪失ノ日前」を「喪失ノ日ノ前日迄継続シテ」に改め、「継続シテ保險給付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル日」を削る。
第三十八條第一項中「官吏吏員」を「当該職員」に改める。
第四十二條ノ二中「標準報酬」の上に「被保険者ノ資格」を加ふる。
第四十三條に次の一項を加ふる。

第一項第一号乃至第四号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中
自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ
受クルモノトス
一 都道府県知事ノ指定ヲ受ケ
タル病院若ハ診療所又ハ薬局
(以下保険医療機関又ハ保険
薬局ト称ス)
二 特定ノ保険者ノ管掌スル被
保険者ノ為ノ診療又ハ調剤ヲ
行フ病院若ハ診療所又ハ薬局
ニシテ当該保険者ノ指定シタ
ルモノ
三 健康保險組合タル保険者ノ
開設スル病院若ハ診療所又ハ
薬局
第四十三条ノ二から第四十三
条ノ六までを次のように改める。
第四十三条ノ二 保険医療機関ニ
於テ健康保險ノ診療ニ従事スル
医師若ハ歯科医師又ハ保険薬局
ニ於テ健康保險ノ調剤ニ従事ス
ル薬剤師ハ都道府県知事ノ登録
ヲ受ケタル医師若ハ歯科医師又
ハ薬剤師(以下保険医又ハ保険
薬剤師ト称ス)タルコトヲ要ス
第四十三条ノ三 保険医療機関又
ハ保険薬局ノ指定ハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ病院若ハ診療所又ハ
薬局ニシテ其ノ開設者ノ申請ア
リタルモノニ就キ都道府県知事
之ヲ行フ
都道府県知事ハ健康保險機関又ハ
健康保險薬局ノ指定ノ申請アリタル
場合ニ於テ其ノ指定ヲ拒ムニハ
地方社会健康協議会ノ議ニ
依ルコトヲ要ス
第一項ノ指定ハ指定ノ日より起
算シ三年ヲ経過シタルトキハ其
ノ効力ヲ失フ

第四十三条ノ四 保険医療機関又
ハ健康保險薬局ハ当該健康保險機関
ニ於テ診療ニ従事スル保険医又
ハ当該健康保險薬局ニ於テ調剤ニ従
事スル保険薬剤師ヲシテ第四十
三条ノ六第一項ノ規定ニ依リ命
令ノ定ムル所ニ依リ診療又ハ調
剤ニ当ラシムルノ外命令ノ定ム
ル所ニ依リ療養ノ給付ヲ担当ス
ベシ
健康保險機関又ハ健康保險薬局ハ前
項(第五十九条ノ二第七項ニ於
テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定
ニ依リノ外日雇労働者健康保
險法(昭和二十八年法律第二百
七号)ノ給付員保險法、国家公務員
共済組合法(昭和二十三年法律
第六十九号)ノ他ノ法律ニ於テ準
用シ又ハ例ニ依リ場合ヲ含ム)、
公共企業体職員等共済組合法
(昭和三十一年法律第三百三十四
号)又ハ市町村職員共済組合法
(昭和二十九年法律第二百四号)
(以下本法以外ノ社会保険各法
ト称ス)ニ依リ療養ノ給付及被
扶養者ノ療養ヲ担当スルモノト
ス
第四十三条ノ五 保険医又ハ健康
保險薬剤師ノ登録ハ当該健康保險
機関又ハ健康保險薬局ノ申請ニ基キ
都道府県知事之ヲ行フ
前項ノ申請アリタル場合ニ於テ
当該健康保險機関又ハ健康保險
薬局ノ規定ニ依リ診療又ハ調
剤ニ當ラシムル所ニ依リ診療又
ハ健康保險薬剤師ノ登録ヲ取消サレ
二年ヲ経過セザルモノナルトキ
ハ都道府県知事同項ノ登録ヲ拒
ムコトヲ得

前二項ニ規定スルモノノ外健康
保險医及健康保險薬剤師ノ登録ニ関シ必
要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定
ム
第四十三条ノ六 健康保險機関ニ
於テ診療ニ従事スル健康保險医又ハ
健康保險薬局ニ於テ調剤ニ従事スル
健康保險薬剤師ハ命令ノ定ムル所ニ
依リ健康保險ノ診療又ハ調剤ニ
當ルベシ
健康保險機関ニ於テ診療ニ従事
スル健康保險医又ハ健康保險薬局ニ於テ
調剤ニ従事スル健康保險薬剤師ハ前
項(第五十九条ノ二第七項ニ於
テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定
ニ依リノ外本法以外ノ社会保険
各法ニ依リ診療又ハ調剤ニ當ル
モノトス
第四十三条ノ六の次に次の十
条を加ふる。
第四十三条ノ七 健康保險機関及
健康保險薬局ハ療養ノ給付ニ関シ、
健康保險医及健康保險薬剤師ハ健康保險
ノ診療又ハ調剤ニ関シ厚生大臣
又ハ都道府県知事ノ指導ヲ受ク
ベシ
第四十三条ノ八 第四十三条第三
項ノ規定ニ依リ健康保險機関ニ
就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付
ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ從
ヒ当該各号ニ規定スル額ヲ一部
負担金トシテ当該健康保險機関
ニ支払フベシ
一 初診(命令ヲ以テ定ムル初
診ヲ除ク)ヲ受クル際 百円
二 第四十三条第一項第四号ノ
給付ヲ受クル際 三十円
毎二日ニ付

前項第二号ノ一部負担金ハ同一
ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シ
タル疾病ニ関シテハ初メテ第四
十三条第一項第四号ノ給付ガ行
ハレタル日より起算シ三月ヲ經
過シタル後ノ給付ニ付テハ之ヲ
支払フコトヲ要セス
被保険者ガ健康保險機関ニ對シ
一日ニ支払フベキ一部負担金ノ
額ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ当該
健康保險機関ガ其ノ日ニ當該被
保険者ニ對シ為シタル給付ノ給
付ニ付次条第二項又ハ第三項ノ
規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユ
ルコトヲ得ズ
歯科診療及歯科診療以外ノ診療
ヲ併セ行フ健康保險機関並ニ二
以上ノ診療科目ヲ有スル健康保
險機関ニシテ命令ヲ以テ定ムル
モノハ前項ノ規定ヲ適用ニ付テ
ハ歯科診療及歯科診療以外ノ診
療又ハ診療科目ヲ異ニスル診療
ニ付夫々別個ノ健康保險機関ト
看做ス
第四十三条ノ九 健康保險機関又
ハ健康保險薬局ガ療養ノ給付ニ関シ
被保険者ノ請求スルコトヲ得ル
費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ
額ヨリ一部負担金ニ相当スル額
ヲ控除シタル額トス
前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ハ
厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ
算定スルモノトス
健康保險者ハ健康保險機関又ハ健康
保險薬局ノ契約ニ依リ当該健康保
險機関又ハ健康保險薬局ガ療養ノ給
付ニ関シ請求スルコトヲ得ル費
用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算
定セラルル額ノ範囲内ニ於テ別

段ノ定ヲ為スコトヲ得此ノ場合
ニ於テ健康保險者ガ健康保險組合
ナルトキハ厚生大臣ノ認可ヲ受ク
ルコトヲ要ス
健康保險者ハ健康保險機関又ハ健康
保險薬局ヨリ療養ノ給付ニ關スル費
用ノ請求アリタルトキハ第四十
三条ノ四第一項及第四十三条ノ
六第一項ノ規定ニ依リ命令並ニ
前二項ノ規定ニ依リ定メ照シ之
ヲ審査シタル上支払フモノト
ス
健康保險者ハ前項ノ規定ニ依リ審査
及支払ニ關スル事務ヲ社会保險
診療報酬支払基金ニ委託スルコ
トヲ得
前五項ニ定ムルモノノ外健康保
險機関又ハ健康保險薬局ノ療養ノ給
付ニ關スル費用ノ請求ニ關シテ
必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ
定ム
第四十三条ノ十 厚生大臣又ハ都
道府県知事ハ必要アリト認ムル
トキハ療養ノ給付ニ關シ健康保
險機関若ハ健康保險薬局ニ對シ報告
若ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ
提出若ハ提示ヲ命ジ、健康保險機
関若ハ健康保險薬局ノ開設者若ハ
管理者、健康保險医、健康保險薬剤
師其ノ他ノ従業者ニ對シ出頭ヲ求メ
又ハ当該職員ヲシテ關係者ニ對
シ質問ヲ為シ若ハ健康保險機関
若ハ健康保險薬局ニ就キ設備若ハ診
療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ
検査ヲ為サシムルコトヲ得
第九條第二項ノ規定ハ前項ノ規
定ニ依リ質問又ハ検査ニ付、同
條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ
依リ権限ニ付テ之ヲ準用ス

第四十三條ノ十一 保険医療機関

又ハ保険薬局ハ保険医療機関又ハ保険薬局タルコトヲ許スルコトヲ得

保険医又ハ保険薬剤師ハ保険医又ハ保険薬剤師ノ登録ノ抹消ヲ求ムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ保険医療機関若ハ保険薬局タルコトヲ許シ又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ノ抹消ヲ求メントスル者ハ一月以上ノ予告期間ヲ設クベシ

第四十三條ノ十二 保険医療機関

又ハ保険薬局ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ都道府県知事其ノ指定ヲ取消スコトヲ得

一 当該保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ当該保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ガ第四十三條ノ六第一項(第五十九條ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム次条及第四十三條ノ十四第一項ニ於テ之ニ同ジ)ノ規定ニ違反シタルトキ但シ当該違反ヲ防止スル為メ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ於テ相当ノ注意及監督ガ尽サレタルトキヲ除ク

二 前号ノ外当該保険医療機関又ハ保険薬局ガ第四十三條ノ四第一項(第五十九條ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム第四十三條ノ十四第一項ニ於テ之ニ同ジ)ノ規定ニ違反シタルトキ

三 療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求又ハ第五十九條ノ二第四

項ノ規定ニ依リ支払ニ関スル請求ニ付不正アリタルトキ

四 第四十三條ノ十第一項(第五十九條ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム本条及次条ニ於テ之ニ同ジ)ノ規定ニ依リ報告又ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ従ハズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ

五 当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ開設者又ハ従業者ガ第四十三條ノ十第一項ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレテ之ニ応ゼズ、同条同項ノ規定ニ依リ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ当該検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ但シ当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ従業者ガ之ヲ為シタル場合ニ於テ其ノ行為ヲ防止スル為メ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ於テ相当ノ注意及監督ガ尽サレタルトキヲ除ク

六 本法以外ノ社会保険各法ニ依リ療養ノ給付又ハ被扶養者ノ療養ニ関シ前各号ノ一ニ相当スル事由アリタルトキ

第四十三條ノ十三 保険医又ハ保険薬剤師ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ都道府県知事其ノ登録ヲ取消スコトヲ得

ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ当該職員ノ同条同項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

三 本法以外ノ社会保険各法ニ依リ診療又ハ調剤ニ関シ前各号ノ一ニ相当スル事由アリタルトキ

第四十三條ノ十四 厚生大臣第四十三條ノ四第一項若ハ第四十三條ノ六第一項ノ規定ニ依リ命令、第四十三條ノ九第三項ノ規定ニ依リ定メタルハ第四十三條ノ七ノ規定ニ依リ指導ニ関スル大綱ヲ定メントスルコトハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

都道府県知事保険医療機関若ハ保険薬局ヲ指定シ若ハ其ノ指定ヲ取消シ又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消スコトヲ得

キハ地方社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

第四十三條ノ十五 都道府県知事保険医療機関若ハ保険薬局ノ指定ヲ拒ミ若ハ其ノ指定ヲ取消シ又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消スコトヲ得

又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消スコトヲ得

又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消スコトヲ得

又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消スコトヲ得

又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消スコトヲ得

又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消スコトヲ得

又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消スコトヲ得

又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消スコトヲ得

又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消スコトヲ得

テハ第四十三條ノ四第一項及第四十三條ノ六第一項ノ規定ニ依リ命令ノ例ニ依ル

第四十三條第三項第二号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際第四十三條ノ八ノ規定ノ例ニ依リ当該病院又ハ診療所ニ一部負担金ヲ支払フベシ但シ保険者ガ健康保険組合ナル場合ニ於テハ規約ヲ以テ一部負担金ヲ減額シ又ハ之ヲ支払フコトヲ要セザル旨ノ定メヲ為スコトヲ得

健康保険組合ハ規約ヲ以テ第四十三條第三項第三号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル者ヲシテ第四十三條ノ八ニ規定スル一部負担金ノ額ノ範囲内ニ於テ一部負担金ヲ支払ハシムルコトヲ得

第四十四條中「保険医及保険者ノ指定スル者以外ノ医師、歯科医師其ノ他ノ者ノ診療又ハ手当」を「第四十三條第三項各号ニ掲グル病院、診療所若ハ薬局以外ノ病院、診療所、薬局其ノ他ノ者ニ就キ診療、薬剤ノ支給若ハ手当」に改める。

第四十四條ノ二第三項中「第一項」を「前項」に、「第四十三條ノ六第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス」を「第四十三條ノ九第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル」に改め、同項に次のただし書を加へ、同条第二項を削る。

但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十七條第二項中「継続シテ」を削る。

第五十一條第二項中「又ハ病院若ハ診療所」を削り、同項に後段として次のように加へる。

分施ニ関シ病院又ハ診療所ニ収容シタル被保険者ニ対シテ支給スベキ分施費ニ付亦同ジ

第五十五條第二項中「喪失シタル日前」を「喪失シタル日ノ前日迄」に、「六月」を「一年」に改め、同条に次の一項を加へる。

前項ノ期間ニハ第十二條第一項ニ規定スル共済組合ノ組合員タリシ期間及第二十條ノ規定ニ依リ被保険者タリシ期間ハ之ヲ算入セズ

第五十七條第二項中「第五十五條第二項」を「第五十五條第二項及第三項」に改める。

第五十八條中「継続シテ」を削る。

第五十九條ノ二第二項中「保険医及保険薬剤師並ニ保険者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者」を「第四十三條第三項各号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自己ノ選定スルモノ」に改め、同条第三項中「保険医若ハ保険薬剤師又ハ保険者ノ指定スル者」を「第四十三條第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局」に、「当該保険医、保険薬剤師若ハ保険者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「当該病院若ハ診療所又ハ薬局」に改め、同条第五項中「第四十三條ノ二第一項、第四十三條ノ六第

二項及第三項」を「第四十三条ノ二、第四十三条ノ四第一項、第四十三条ノ六第一項、第四十三条ノ七、第四十三条ノ九第三項乃至第六項、第四十三条ノ十、第四十三条ノ十六第一項」に、「家族療養費ノ支給ニ」を「家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

被扶養者ノ第四十三条第三項第三号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テ被扶養者ノ被扶養者ノ支払フベキ療養ニ要スル費用ノ中家族療養費トシテ被扶養者ニ支給スベキ額ニ相当スル額ノ支払ヲ免除シタルトキハ被扶養者ニ對シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第五十九条ノ二第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ關シテハ第四十三条ノ九第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル

第五十九条ノ四第一項中「被保険者ノ配偶者」を「被扶養者タル配偶者」に改める。

第五十九条ノ五中「日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）」を「日雇労働者健康保険法」に改める。

第五十九条ノ六第二項中「第五十九条ノ二第三項」を「第五十九条ノ二第四項」に改める。

第六十二條第四項中「第一条第一項後段ノ保険給付」を「被扶養者ニ係ル保険給付」に改める。

第六十五條第一項中「被保険者ハ」の下に「保険給付ヲ行フニ付」を加え、「保険給付ヲ受クル者ノ診断ヲ行フ」を「保険給付ヲ受クル者ニ對シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムル」に改め、同条第二項中「診断ヲ拒ミタル者」を「命令ニ從ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者」に改める。

第六十七條の次に次の一條を加える。

第六十七條ノ二 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ヲ受ケタル者アルトキハ被保険者ハ其ノ者ヨリ其ノ保険給付ニ要スル費用（其ノ保険給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）ノ全部又ハ一部ヲ徴收スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ事業主ガ虚偽ノ報告若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関ニ於テ診療ニ從事スル被扶養者タル者ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ被保険者ハ其ノ事業主又ハ被扶養者ニ對シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帶シテ同項ノ徴收金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七十條ノ二の次に次の一條を加える。

第七十條ノ三 国庫ハ第七十條ニ規定スル費用ノ外予算ノ範圍内ニ於テ政府ノ管掌スル健康保険事業ノ執行ニ要スル費用ノ一部ヲ補助ス

第八十七條を削り、第八十八條中「被保険者ヲ使用スル事業主」を「事業主」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 其ノ使用スル者ノ異動又ハ報酬ニ關シ第八條ノ規定ニ基キ命令ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキハ同条第一項ノ規定ニ依リ文書其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ從ハザルトキ

第八十八條中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第九條第一項ノ規定ニ依リ当該職員ノ質問ニ對シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

第八十八條ノ二を削り、第八十八條を第八十七條とし、同条の次に次の三條を加える。

第八十八條 事業主以外ノ者故ナク第九條第一項ノ規定ニ依リ当該職員ノ質問ニ對シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ一萬円以下ノ罰金ニ処ス

第八十八條ノ二 被保険者又ハ被保険者タル者第九條ノ二第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ從ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依リ当該職員ノ質問ニ對シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキハ一萬円以下ノ罰金ニ処ス

第八十八條ノ三 事業主故ナク其ノ使用スル者ノ異動又ハ報酬ニ關スル事項以外ノ事項ニ關シ第八條ノ規定ニ基キ命令ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同条ノ規定ニ基キ命令ニ依ル文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同条ノ規定ニ基キ命令ニ依リ必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキハ一萬円以下ノ過料ニ処ス

第八十八條ノ三 事業主故ナク其ノ使用スル者ノ異動又ハ報酬ニ關スル事項以外ノ事項ニ關シ第八條ノ規定ニ基キ命令ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同条ノ規定ニ基キ命令ニ依ル文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同条ノ規定ニ基キ命令ニ依リ必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキハ一萬円以下ノ過料ニ処ス

被保険者又ハ被扶養者タル者第九條ノ二第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレテ之ニ從ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ一萬円以下ノ罰金ニ処ス

第九十條中「第四十二條ノ二」を「第四十二條ノ三」に改める。

第九十一條中「第八十八條又ハ第八十八條ノ三」を「第八十七條」に、「各本条を同条」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第二条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「第五十三條第三項」の下に「若しくは第八十四條の二」を加える。

第十四條第一項中「審査を行つため」を「審査に關する重要事項につき理事長又は幹事長の諮問に應じて調査審議せしめるため、主たる事務所に中央審査協議会を、次に「審査委員会」を「地方審査協議会」に改め、同条第二項中「審査委員会」を「中央審査協議会」に、「九人以下」を「五人以下」に、「幹事長」を「理事長」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同項の次に次の二項を加える。

4 中央審査協議会は、審査に關する重要事項につき、理事長に對して勧告することができる。

5 前三項の規定は、地方審査協議会の構成及び権限に準用する。この場合において、「理事長」とあるのは「幹事長」と、「厚生大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第十四條の六中「前五條」を「前三條」に改める。

条の二」を、「第十九條の五第三項」の下に「若しくは第四十三條の三」を、「第二十一條の五第三項」の下に「若しくは第五十九條の四」を、「第十九條の五第四項」の下に「若しくは第四十三條の三」を、「第二十一條の五第四項」の下に「若しくは第五十九條の四」を、「第三十八條第三項」の下に「若しくは第六十八條」を加え、同条第三項中「若しくは都道府県知事」を、「都道府県知事若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市の長」に改める。

第十四條第一項中「審査を行つため」を「審査に關する重要事項につき理事長又は幹事長の諮問に應じて調査審議せしめるため、主たる事務所に中央審査協議会を、次に「審査委員会」を「地方審査協議会」に改め、同条第二項中「審査委員会」を「中央審査協議会」に、「九人以下」を「五人以下」に、「幹事長」を「理事長」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同項の次に次の二項を加える。

4 中央審査協議会は、審査に關する重要事項につき、理事長に對して勧告することができる。

5 前三項の規定は、地方審査協議会の構成及び権限に準用する。この場合において、「理事長」とあるのは「幹事長」と、「厚生大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第十四條の六中「前五條」を「前三條」に改める。

六条に、「審査委員会」を、中央審査協議会、地方審査協議会、審査委員及び審査委員会に改め、同条を第十四条の七とし、第十四条の五中「若しくは歯科医師」を、「歯科医師若しくは薬剤師」に改め、同条を第十四条の六とし、第十四条の二から第十四条の四までを一、二、三と繰り下げ、第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 基金は、第十三条第一項第三号及び第二項の審査にあたらせるため、従たる事務所ごとに審査委員を置くものとす。

2 審査委員は、幹事長が、地方審査協議会の意見をきいて選任する。

3 審査は、命令の定めるところにより構成する審査委員の合議体（以下審査委員会という）において行うものとする。

第二十三條の二 中「若しくは歯科医師」を、「歯科医師若しくは薬剤師」に改める。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

（被扶養者に関する経過措置）

第二条 健康保険法第一條第二項の規定の改正により被扶養者でなくなる者であつて次の各号の一に該当するものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き当該被保険者又は被扶養者であつた者と同一の世帯に属し、もつぱらその者により生計を維持している間に限り、同条同項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一号に該当する者にあつては、当該傷病手当金及びその傷病手当金の支給事由たる疾病又は負傷により発した疾病による傷病手当金以外の保険給付、第二号に該当する者にあつては、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病についての家族療養費以外の保険給付については、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に傷病手当金の支給を受け、かつ、病院又は診療所に収容されている被保険者又は被扶養者であつた者によつて生計を維持している者

二 その疾病又は負傷につきこの法律の施行の際現に被保険者又は被扶養者であつた者が家族療養費の支給を受けている者

（標準報酬に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律の施行の日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く）のうち、昭和三十一年十二月の標準報酬月額が三千元である者の昭和三十一年一月一日から同年九月三十日まで

の標準報酬月額額は、四千元とし、その者の同期間の標準報酬月額額は、百三十五円とする。

2 この法律の施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律の施行の日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く）のうち、昭和三十一年十二月の標準報酬月額が三万六千円である者の昭和三十一年一月一日から同年九月三十日までの標準報酬月額については、その者がこの法律の施行の日に被保険者の資格を取得したものと同みなして、この法律による改正後の健康保険法（以下「新法」という）第三條の規定を適用する。

（保険料に関する経過措置）
第四条 昭和三十一年十二月以前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。ただし、新法第十一條及び第十一條ノ二の規定の適用を妨げない。

（一部負担金に関する経過措置）
第五条 この法律の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、新法第四十三條ノ八第一項第二号（新法第四十三條ノ十六第二項において例による場合を含む）の規定による一部負担金を支払うことを要しない。ただし、その者がこの法律の施行後引き続き当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により病院又は診療所に収容されている間に限り。

第六条 健康保険組合は、当分の間、新法第四十三條ノ八第一項の規定により一部負担金を支払つた被保険者に対し、その支払つた一部負担金に相当する額の範囲内において、規約をもつて定める額の支給を行うことができる。

（保険医及び保険薬剤師に関する経過措置）
第七条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の健康保険法

（以下「旧法」という。）第四十三條ノ三第一項又は船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）第二十八條ノ三第一項の規定による保険医又は保険薬剤師である者は、新法第四十三條ノ五第一項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に旧法第四十三條ノ三第五項又は旧船員保険法第二十八條ノ三第五項の規定により行われた保険医又は保険薬剤師の辞退の予告は、新法第四十三條ノ十一第三項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録のまつ消の予告とみなす。

3 第一項の者であつて、この法律の施行前に旧法第四十三條ノ四第一項又は旧船員保険法第二十八條ノ四第一項の規定による厚生大臣の定に違反したもののについては、新法第四十三條ノ六第一項の規定による命令に違反したものとみなして、新法第四十三條ノ十三の規定を適用する。

4 この法律の施行前に旧法第四十三條ノ四第三項又は旧船員保険法第二十八條ノ四第三項の規定により保険医又は保険薬剤師の指定を取り消された者については、その取消の時に新法第四十三條ノ十三の規定により保険医又は保険薬剤師の登録を取り消されたものとみなして、新法第四十三條ノ五の規定を適用する。

5 第一項の者がこの法律の施行の際現に健康保険又は船員保険の診療又は調剤に従事している病院若しくは診療所又は薬局は、その者の行方診療又は調剤に関しては、昭和三十一年六月三十日（同日前に当該病院若しくは診療所又は薬局につき新法第四十三條ノ三第一項の規定による指定が行われたときはその指定の日）までは、新法第四十三條ノ三第一項の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定を受けたものとみなす。

（保険者の指定する者に関する経過措置）
第八条 この法律の施行の際現に被保険者が旧法第四十三條ノ二第一項の規定による指定をしている者は、昭和三十一年三月三十一日までは、新法第四十三條第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局に該当しないものであつても、これに該当するものとみなし、旧法によるその指定は、新法第四十三條第三項第二号の規定による指定とみなす。

（療養費に関する経過措置）
第九条 この法律の施行の際現に診療又は手当に係る療養費の額については、なお従前の例による。

（資格喪失後の期間に係る保険給付に関する経過措置）
第十条 この法律の施行の際現に旧法第五十五條（旧法第五十七條第二項、第五十九條ノ二第五項及び第五十九條ノ四第三項において準用する場合を含む）の規定により保険給付を受けている者について

昭和三十一年三月十三日 衆議院會議録第二十号 健康保険法等の一部を改正する法律案外二案

昭和三十三年三月十三日 衆議院會議録第二十号 健康保険法等の一部を改正する法律案外二案

は、新法第五十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(基金の行方審査に關する経過措置)

第十一條 社会保険診療報酬支払基金の従たる事務所ごとに、この法律による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十四条の二の規定による審査委員の選任が終るまでの間は、その従たる事務所における同法第十三条第一項第三号及び第二項の審査は、従前の審査委員会が従前の例により行ふものとす。

(厚生省設置法の一部改正)

第十二條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第五十七号中「及び船員保険」を削る。

第二十九條第一項の表中央社会保険医療協議会の項中「健康保険及び船員保険の保険医」を「健康保険の保険医療機関、保険薬局、保険医」に改める。

(社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正)

第十三條 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師(以下「保険医及び保険薬剤師」という。))を「健康保険の保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師」に改め、同条第二項中「保険医及び保険薬剤師並びに」を削る。

第十四條第一項第一号中「保険医及び保険薬剤師の指定及び指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師並びに」を削り、同条第二項中「前項第一号に掲げる事項」の下に「保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消」を加える。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第十四條 日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十條に次の一項を加える。

5 被保険者が第一項第一号から第四号までの給付を受けようとするときは、受給資格証明書を次に掲げるもののうち自己の選定するものに提出して、そのものから受けるものとする。

一 保険医療機関又は保険薬局(健康保険法第四十三條第三項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ)。

二 日雇労働者健康保険の被保険者のための診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、保険者が指定したもの。

第十一條及び第十二條を次のように改める。

(保険医療機関等の責務)

第十一條 保険医療機関若しくは保険薬局又は保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第四十三條ノ二に規定する保険医若しくは保険薬剤師をいう。)が、日雇労働者健康保険の療養の給付を

担当し又は日雇労働者健康保険の診療若しくは調剤にあたる場合の準則については、健康保険法第四十三條ノ四第一項及び第四十三條ノ六第一項の規定による命令の例による。

(一部負担金)

第十二條 第十條第五項の規定により保険医療機関から給付を受ける者は、初診(厚生省令で定める初診を除く)を受ける際、五十円以下において厚生大臣の定める額を、一部負担金として、その保険医療機関に支払わなければならない。

第十三條第一項中「保険医若しくは保険薬剤師又はこれらを使用する者が、」を「保険医療機関又は保険薬局が」に改め、同条第二項中「第四十三條ノ六第二項」を「第四十三條ノ九第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 保険者は、保険医療機関又は保険薬局との契約により、その保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に關して請求すべき額について、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定をすることが出来る。

第十三條の次に次の二條を加える。

(健康保険法の準用)

第十三條の二 健康保険法第四十三條ノ二、第四十三條ノ七、第四十三條ノ九第四項から第六項まで及び第四十三條ノ十の規定は、この法律による療養の給付について準用する。

(保険者が指定する医療機関及び薬局)

第十三條の三 第十條第五項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局において行われる療養の給付及び日雇労働者健康保険の診療又は調剤に關する準則については、健康保険法第四十三條ノ四第一項及び第四十三條ノ六第一項の規定による命令の例による。

2

第十二條の規定は、第十條第五項第二号に掲げる病院又は診療所から療養の給付を受ける者に準用する。

第十五條第一項中「保険医及び保険者の指定する者以外の医師、歯科医師その他の者の診療又は手当を受けた」を「第十條第五項第一号若しくは第二号に掲げる病院、診療所若しくは薬局以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた」に改め、同条第二項中「保険医又は保険者の指定する者の診療を受けた」を「第十條第五項第一号又は第二号に掲げる病院、診療所又は薬局から診療又は薬剤の支給を受けた」に改める。

第十七條第一項中「保険医、保険薬剤師及び保険者の指定する者のうち自己の選定した者」を「第十條第五項第一号又は第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち自己の選定するもの」に、「その者から第十條第一項各号に掲げる療養を受けた」を「そのものから療養を受けた」に改め、同条第三項中「当該保険医、保険薬剤師若しくは保険者の指定する者又はこれらを使用する者」を「当該病院若しくは診療所又は薬局」に改め、同条第五項中「第十條第二項から第四項まで、第十三條第二項及び第十四條」を「第十條、第十三條第二項及び第十三條の二、第十三條の三第一項並びに第十四條」に改める。

第二十五條の二第二項中「保険医が」を「保険医療機関において診療に従事する保険医が」に改める。

第三十五條中「保険料額」を「徴収金額に、」を「徴収金」に改める。

第三十七條中「及び第四條ノ十」を「第四條ノ十及び第九條ノ二」に改める。

しくは保険者の指定する者又はこれらを使用する者」を「当該病院若しくは診療所又は薬局」に改め、同条第五項中「第十條第二項から第四項まで、第十三條第二項及び第十四條」を「第十條、第十三條第二項及び第十三條の二、第十三條の三第一項並びに第十四條」に改める。

第二十五條の二第二項中「保険医が」を「保険医療機関において診療に従事する保険医が」に改める。

第三十五條中「保険料額」を「徴収金額に、」を「徴収金」に改める。

第三十七條中「及び第四條ノ十」を「第四條ノ十及び第九條ノ二」に改める。

第五十四條を削り、第五十五條を第五十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

第五十五條 第四十八條の規定に違反して、当該職員検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の過料に処する。

第五十六條中「前五條を」を「第五十一條又は第五十二條」に改める。

(日雇労働者健康保険法の一部改正に伴う経過規定)

第十五條 附則第八條の規定は、この法律の施行の際現に日雇労働者健康保険の保険者がこの法律による改正前の日雇労働者健康保険法第十一條第一項の規定による指定をしていない者について準用する。

二二二

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正

健康保険法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。題名を次のように改める。

健康保険法の一部を改正する法律

第一条の見出し及び第一条の条名を削る。

第二条を削る。

附則第一条を次のように改める。

(施行期日)

第一条 この法律中健康保険法第七十条ノ三の改正規定は公布の日から施行し、その他の規定は公布の日から起算して二箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則第二条第一号中「この法律の施行の下に」(前条後段の規定による施行をいう。以下同じ)を加える。

附則第三条中「昭和三十一年十二月」を「この法律の施行の日」の属する月の前月に、「昭和三十一年一月一日」を「この法律の施行の日」に、「同年」を「昭和三十一年」に改める。

附則第四条中「昭和三十一年十二月以前」を「この法律の施行の日」の属する月前に改める。

附則第七条第二項中「昭和三十一年」を「昭和三十一年」に、同条第五項中「昭和三十一年六月三十日」(同日前に当該病院若しくは診療所又は薬局につき新法第四十三条ノ三第一項

の規定による指定が行われたときはその指定の日)までを「この法律の施行の日から起算して六箇月間」(当該期間中に当該病院若しくは診療所又は薬局につき新法第四十三条ノ三第一項の規定による指定が行われたときは、その指定の日までの間)に改める。

附則第八条中「昭和三十一年三月三十一日まで」を「この法律の施行の日から起算して三箇月間」に改める。附則中第十一条を削り、第十二条を第十一條とし、以下順次一條ずつ繰り上げる。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「被保険者ニ依り生計ヲ維持スル者(以下被扶養者ト称ス)を」被保険者ノ被扶養者ニ改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グルモノトス

一 被保険者ノ直系尊属、配偶者(届出ヲ為サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下ニ同ジ)及子ニシテ主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

二 被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

三 被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
四 前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引続キ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ
第四条第一項の表を次のように改める。

標準	報酬		報酬月額
	級	月額	日額
第一	級	5,000円	1,000円
第二	級	4,000円	800円
第三	級	3,000円	600円
第四	級	2,000円	400円
第五	級	1,000円	200円
第六	級	1,000円	200円
第七	級	1,000円	200円
第八	級	1,000円	200円
第九	級	1,000円	200円
第一〇	級	1,000円	200円
第一一	級	1,000円	200円
第一二	級	1,000円	200円
第一三	級	1,000円	200円
第一四	級	1,000円	200円
第一五	級	1,000円	200円
第一六	級	1,000円	200円
第一七	級	1,000円	200円
第一八	級	1,000円	200円

第四條第二項を次のように改める。
被保険者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ都道府県知事其ノ標準報酬ヲ定ム
第四條第三項中「被保険者」の上ニ「歩合ニ依リ定ムル報酬ヲ除クノ外」を加え、同項の次に次の二項を加える。
報酬ガ歩合ニ依リ定メラルル被保険者ニ付歩合ニ依ル報酬ノ額ノ算出ノ基礎トナル要素ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ變更アリタルニ因リ当該被保険者ニ支払ハルベキ報酬ガ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ都道府県知事ハ其ノ變更アリタル月ノ翌月(其ノ變更アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬ヲ改定ス
報酬ガ歩合ニ依リ定メラルル被保険者ニ付テハ前項ノ規定ニ依リノ外都道府県知事ハ厚生大臣ノ定ムル月ノ初日(以下基準日ト称ス)現在ニ依リ毎年報酬月額ヲ算定シ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該当セザル場合ニ於テハ基準日ノ属スル月ヨリ其ノ標準報酬ヲ改定ス但シ左ニ掲グル被保険者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
一 基準日前一年以内ニ第二項ノ規定ニ依リ標準報酬ガ定メラレ又ハ基準日前一年以内ノ何レカノ月ヨリ前項ノ規定ニ依リ標準報酬ガ改定セラレタル被保険者ニシテ当該標準報酬ノ基礎トナルタル報酬月額ガ次条第一項第五号イ又ハロニ掲グル額ヲ基準トシテ算定セラレタルモノ

二 前号ニ掲グル被保険者ト同一ノ船舶ニ乗組ム被保険者

第四条ノ二第一項第三号中「算定シ難キモノニ付テハ」を「算定シ難キ場合(歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ヲ除ク)ニ於テハ」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ左ニ掲グル額ヲ基準トシ厚生大臣ノ定ムル方法ニ依リ算定シタル額

イ 被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬額算出ノ基礎トナル要素ニ変更アリタル日若ハ基準日前一年間ニ於テ当該被保険者ガ乗組ム船舶ノ乗組員ニ対シ支払ハレタル歩合金(当該被保険者ガ漁船ニ乗組ム為使用セラルル場合ニ於テハ当該漁船ガ採捕セントスル漁獲物ト同種ノ漁獲物ノ採捕ニ従事シタル労働ノ対價トシテ支払ハレタルモノニ限ル)ノ一人歩(歩合金配分ノ基準單位ヲ謂フ以下之ニ同ジ)當リノ額

ロ イニ掲グル額ヲ算定シ難キトキ又ハイニ依リ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ同様ノ業務ニ従事スル同様ノ船舶ニ付イノ例ニ依リ算定シタル額

ハ 被保険者ガ新タニ船舶ニ乗組ミタル際現ニ当該船舶ニ乗組ム他ノ被保険者アルトキハイ及ロニ拘ラズ現ニ乗組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩當リノ歩合金額但シ当該一人歩當リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗

組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩當リノ歩合金額但シ当該一人歩當リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗

組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩當リノ歩合金額但シ当該一人歩當リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗

組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩當リノ歩合金額但シ当該一人歩當リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗

組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩當リノ歩合金額但シ当該一人歩當リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗

組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩當リノ歩合金額但シ当該一人歩當リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗

組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩當リノ歩合金額但シ当該一人歩當リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗

組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩當リノ歩合金額但シ当該一人歩當リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗

組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩當リノ歩合金額但シ当該一人歩當リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗

組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩當リノ歩合金額但シ当該一人歩當リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗

組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩當リノ歩合金額但シ当該一人歩當リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗

組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩當リノ歩合金額但シ当該一人歩當リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗

組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩當リノ歩合金額但シ当該一人歩當リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗

組ム他ノ被保険者ノ報酬月額ノ算定ノ基準ト為リタル一人歩當リノ歩合金額但シ当該一人歩當リノ歩合金額ガ引続キ現ニ乗

前条第二項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リ質問ニ付、同条第三項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リ権限ニ付之ヲ準用ス

第十二条第一項に次のただし書を加える。

但シ第六十二条ノ三ノ規定ニ依リ保險料ノ徴収ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二条第二項後段を削り、同条第三項中「前項ノ督促状ニ依リ」を「第一項ノ規定ニ依リ」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日より起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス但シ第六十二条ノ三第一項各号ノ事由アルトキ、被保険者ノ乗組ミ若ハ乗組ムベキ船舶ニ付船舶所有者ノ變更アリタルトキ又ハ被保険者ノ乗組ミ若ハ乗組ムベキ船舶ガ滅失シ、沈没シ若ハ全ク運航ニ堪ヘザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二条第二項第一項中「本法ニ依リ徴収金ヲ納付セザルトキ」の下に「又ハ第六十二条ノ三第一項各号(第三号ヲ除ク)ノ一ニ該当スル納付義務者(同条第二項ノ規定ニ依リ同条第一項ノ規定ヲ準用セラルル納付義務者ヲ含ム)納期ノ到ラザル保險料納付ノ告知ヲ受ケ保險料ヲ納付セザルトキ」を加える。

第十三条中「市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徴収金」を「国税及地方税に改める。

第十四条中「徴収金ニ関スル書類ノ送達ニ付テハ」を「徴収金ニ関シテハ」に、「国税徴収法第四條ノ九及第十四條ノ十」を「国税徴収法(明治三十

年法律第二十一号)第四條ノ二乃至第四條ノ五、第四條ノ九、第四條ノ十及第九條ノ二」に改める。

第十六条中「船員法」を「船員法(昭和二十二年法律第百号)」に改める。

第二十条第一項中「七年六月以上十五年未満被保険者タリシ者(三十五歳以後ニ於ケル被保険者タリシ期間ガ十一年三月以上ナル者ヲ除ク)」を「七年六月以上被保険者タリシ者ニシテ老齡年金ノ受給資格ヲ有セザルモノ」に改める。

第二十一条第二号を次のように改める。

二 老齡年金ノ受給資格ヲ有スルニ至リタルトキ

第二十一条ノ三第一項中「同条第三項を、同条第三項乃至第五項」に改める。

第二十五条ノ二中「保險給付ニ要シタル費用」の下に「(其ノ保險給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)」を加え、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ船舶所有者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ第二十一条ノ二ノ規定ニ依リ届出ヲ為サザリシ期間内ニ船舶ガ滅失シ、沈没シ若ハ其ノ存否ガ不明ト為リ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ船舶航行中行方不明ト為リタルニ因リ第一條ノ規定ニ依リ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡ガ推定セラレタル場合ニ於ケル其ノ死亡ニ付給付法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保險給付ガ為サレタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十五条ノ二の次に次の一條を加える。

第二十五条ノ三 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保險給付ヲ受ケタル者アルトキハ政府ハ其ノ者ヨリ其ノ保險給付ニ要シタル費用(其ノ保險給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)ノ全部又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ船舶所有者ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保險医療機関(健康保險法(大正十一年法律第七十号)第四十三條第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ニ於テ該療養ニ従事スル被保險者(健康保險法第四十三條ノ二規定スル保險医ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ガ政府ニ提出セラルベキ診斷書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保險給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者又ハ被保險者ニ對シ保險給付ヲ受ケタル者ト連帶シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十八条に次の三項を加える。

被保險者タリシ者ガ職務上ノ事由以外ノ事由(以下職務外ノ事由ト稱ス)ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ前項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル療養ノ給付ヲ受ケタルニハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日以前一年間ニ於テ一年以上又ハ同日前三年間ニ於テ一年以上第十七條ノ規定ニ依リ被保險者タリシコトヲ要ス但シ船員法第八十九條第二項ニ規定スル療養補償ヲ受ケルコトヲ得ル場合ニ於ケル其ノ療養補償ニ相当ス

第二十五条ノ三 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保險給付ヲ受ケタル者アルトキハ政府ハ其ノ者ヨリ其ノ保險給付ニ要シタル費用(其ノ保險給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)ノ全部又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ船舶所有者ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保險医療機関(健康保險法(大正十一年法律第七十号)第四十三條第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ニ於テ該療養ニ従事スル被保險者(健康保險法第四十三條ノ二規定スル保險医ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ガ政府ニ提出セラルベキ診斷書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保險給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者又ハ被保險者ニ對シ保險給付ヲ受ケタル者ト連帶シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十八条に次の三項を加える。

被保險者タリシ者ガ職務上ノ事由以外ノ事由(以下職務外ノ事由ト稱ス)ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ前項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル療養ノ給付ヲ受ケタルニハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日以前一年間ニ於テ一年以上又ハ同日前三年間ニ於テ一年以上第十七條ノ規定ニ依リ被保險者タリシコトヲ要ス但シ船員法第八十九條第二項ニ規定スル療養補償ヲ受ケルコトヲ得ル場合ニ於ケル其ノ療養補償ニ相当ス

第二十五条ノ三 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保險給付ヲ受ケタル者アルトキハ政府ハ其ノ者ヨリ其ノ保險給付ニ要シタル費用(其ノ保險給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス)ノ全部又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ船舶所有者ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保險医療機関(健康保險法(大正十一年法律第七十号)第四十三條第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ニ於テ該療養ニ従事スル被保險者(健康保險法第四十三條ノ二規定スル保險医ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ガ政府ニ提出セラルベキ診斷書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保險給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者又ハ被保險者ニ對シ保險給付ヲ受ケタル者ト連帶シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

ル療養ノ給付ニ付テハ此ノ限ニ在
ラズ

第一項第一号乃至第四号ノ給付ヲ
受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己ノ
選定スルモノニ就キ之ヲ受ケルモ
ノトス

一 保険医療機関又ハ保険薬局
(健康保険法第四十三條第三項
第一号ニ規定スル薬局ヲ謂フ以
下之ニ同ジ)

二 船員保険ノ被保険者ノ為ノ診
療又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ診療
所又ハ薬局ニシテ行政庁ノ指定
シタルモノ

前項ノ規定ニ拘ラズ自宅以外ノ場
所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及
食事ノ支給ヲ受ケントスル者ハ命
令ノ定ムル所ニ依リ行政庁ノ指定
シタル施設ノ中自己ノ選定スルモ
ノニ就キ之ヲ受ケルモノトス

第二十八條ノ二から第二十八條ノ
六までを次のように改める。

第二十八條ノ二 保険医療機関若ハ
保険薬局又ハ保険医若ハ保険薬剤
師(健康保険法第四十三條ノ二ニ
規定スル保険薬剤師ヲ謂フ以下之
ニ同ジ)ガ船員保険ノ療養ノ給付
ヲ担当シ又ハ船員保険ノ診療若ハ
調剤ニ当ル場合ノ準則ニ付テハ健
康保険法第四十三條ノ四第一項及
第四十三條ノ六第一項ノ規定ニ依
ル命令ノ例ニ依ル

前項ノ場合ニ於テ同項ニ規定スル
命令ノ例ニ依リ難キトキ又ハ依ル
コトヲ適当トセザルトキノ準則ニ
付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條ノ三 第二十八條第三項

ノ規定ニ依リ保険医療機関ニ就キ
給付ヲ受ケル者ハ初診(命令ヲ以
テ定ムル初診ヲ除ク)ヲ受ケル際
一部負担金トシテ百円ヲ當該保険
医療機関ニ支払フベシ

一部負担金ノ額ハ前項ノ規定ニ拘
ラズ同項ノ初診ノ日ニ當該保険医
療機関ガ當該被保険者ニ対シ為シ
タル給付ノ給付ニ付次条第二項又
ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シタル
額ヲ超ユルコトヲ得ズ

齒科診療及齒科診療以外ノ診療ヲ
併セ行フ保険医療機関並ニ二以上
ノ診療科名ヲ有スル保険医療機関
ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ前
項ノ規定ノ適用ニ付テハ齒科診療
及齒科診療以外ノ診療又ハ診療科
名ヲ異ニスル診療ニ付夫々別個ノ
保険医療機関ト看做ス

第二十八條ノ四 保険医療機関又ハ
保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ行政
庁ニ請求スルコトヲ得ル費用ノ額
ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ前条
ニ規定スル一部負担金ニ相当スル
額ヲ控除シタル額トス

前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ノ算
定ニ付テハ健康保険法第四十三條
ノ九第二項ノ規定ニ依ル厚生大臣
ノ定メル例ニ依ルモノトシ之ニ依リ
難キ場合又ハ依ルコトヲ適当トセ
ザル場合ニ於ケル療養ニ要スル費
用ノ額ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依
リ之ヲ算定スルモノトス

行政庁ハ保険医療機関又ハ保険薬
局トノ契約ニ依リ當該保険医療機
関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関
シ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ニ
付前項ノ規定ニ依リ算定セラルル

額ノ範囲内ニ於テ別段ノ定メ為ス
コトヲ得

第二十八條ノ五 健康保険法第四十
三條ノ二、第四十三條ノ七、第四
十三條ノ九第四項乃至第六項、第
四十三條ノ十及第四十三條ノ十四
第一項ノ規定ハ本法ニ依ル療養ノ
給付ニ付之ヲ準用ス

第二十八條ノ六 第二十八條第三項
第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又
ハ薬局ニ於テ行ハル療養ノ給付
及診療又ハ調剤ニ関スル準則ニ付
テハ健康保険法第四十三條ノ四第
一項及第四十三條ノ六第一項ノ規
定ニ依ル命令ノ例ニ依ルモノトシ
之ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ
適当トセザルトキノ準則ニ付テハ
第二十八條ノ二第二項ノ規定ニ依
ル命令ノ例ニ依ル

第二十八條第三項第二号ニ掲グル
病院又ハ診療所ニ就キ療養ノ給付
ヲ受ケル者ハ其ノ給付ヲ受ケル際
第二十八條ノ三ノ規定ノ例ニ依リ
當該病院又ハ診療所ニ一部負担金
ヲ支払フベシ

第二十八條ノ六の次に次の一条を
加ふる。

第二十八條ノ七 船舶所有者ガ開設
スル病院又ハ診療所ニ就キ當該船
舶所有者ニ使用セラレ又ハ使用セ
ラレタル被保険者又ハ被保険者タ
リシ者ガ船員法第八十九條ニ規定
スル療養補償ニ相当スル療養ノ給
付ヲ受ケル場合ニハ第二十八條ノ
三及前条第二項ノ規定ニ拘ラズ一
部負担金ヲ支払フコトヲ要セズ

第二十九條中「保険医及行政庁ノ
指定スル者以外ノ医師、齒科医師其
ノ他ノ者ノ診療」を「第二十八條第三

項第一号若ハ第二号ニ掲グル病院、

診療所若ハ薬局以外ノ病院、診療所、
藥局其ノ他ノ者ニ就キ診療、藥劑ノ
支給」に、「都道府県知事ハ療養ノ給
付ニ代ヘテ」を「療養ノ給付ニ代ヘ
テ」に改める。

第二十九條ノ二第一項中「療養ニ
要スル費用」を「療養ニ要スル費用ヨ
リ第二十八條ノ三ニ規定スル一部負
担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額」
に改め、同条第三項中「第一項」を「前
項」に、「第二十八條ノ六第二項及第
三項ノ規定ヲ準用ス」を「第二十八條
ノ四第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算
定ノ例ニ依ル」に改め、同項に次のた
だし書を加ふる、同条第二項を削る。

但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル
費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十九條ノ二の次に次の一条を
加ふる。

第二十九條ノ三 船舶所有者ハ船員
法第八十九條ニ規定スル療養補償
ニ相当スル療養ノ給付及療養費ノ
支給ニ関シテハ被保険者又ハ被保
險者タリシ者ニ対シ其ノ者ガ第二
十八條ノ三若ハ第二十八條ノ六第
二項ノ規定ニ依リ一部負担金トシ
テ支払フベキ費用ヲ交付シ又ハ被
保險者若ハ被保險者タリシ者ガ支
払ヒタル一部負担金ノ額若ハ前条
ノ規定ニ依リ控除セラレタル一部
負担金ニ相当スル額ヲ負担スベ
シ

前項ノ規定ニ依ル船舶所有者ノ責
任ニ関シテハ船員法第八十九條ニ
規定スル災害補償ト看做シ同法第
九十六條及第十二章乃至第十四章
ノ規定ヲ適用ス

第三十條第一項中「被保険者又ハ

被保險者タリシ者ガ」の下に「被保險
者ノ資格喪失前ニ發シタル疾病又ハ
負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付」
を加ふる、同項ただし書を削る。

第三十條第二項第三号に次のた
だし書を加ふる。

但シ第二十八條第一項第四号ノ
給付ヲ行フ場合ニ於テ當該被保
險者又ハ被保險者タリシ者ニ被
扶養者ナキトキハ一日ニ付標準
報酬日額ノ百分ノ五十二相当ス
ル金額トス

第三十條に次の一項を加ふる。

第二十八條第二項ノ規定ハ被保險
者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ
其ノ資格喪失前ニ發シタル疾病若
ハ負傷又ハ之ニ因リ發シタル疾病
ニ関シ第一項ノ規定ニ依リ其ノ資
格喪失後ノ期間ニ係ル傷病手当金
ノ支給ヲ受ケル場合ニ之ヲ準用
ス

第三十一條に次の一項を加ふる。

職務外ノ事由ニ因リ同一ノ疾病又
ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ
關スル傷病手当金ノ支給ハ前項各
号ニ掲グル場合ノ外其ノ支給開始
後三年ヲ経過シタルトキハ之ヲ為
サズ

第三十一條ノ二第一項中「保険医
及保険薬剤師並ニ行政庁ノ指定スル
者ノ中自己ノ選定シタル者」を「第二
十八條第三項第一号又ハ第二号ニ掲
グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自
己ノ選定スルモノ」に、「療養ヲ受ケ
タルトキ」を「療養(自宅以外ノ場所
ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事
支給ヲ除ク)ヲ受ケタルトキ」に改
め、同条第三項中「被扶養者ガ保險

医若ハ保險藥劑師又ハ行政庁ノ指定スル者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合」を「第一項及第二項ノ場合」に、「其ノ被扶養者」を「其ノ療養ヲ受ケタル者」に、「當該保險医、保險藥劑師若ハ行政庁ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「當該病院若ハ診療所又ハ藥局」に、「被保險者」を「被保險者又ハ被保險者タリシ者」に改め、同条第四項中「保險医、保險藥劑師若ハ行政庁ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「病院若ハ診療所又ハ藥局」に、「被保險者」を「被保險者又ハ被保險者タリシ者」に改め、同条第五項中「第二十八條」を「第二十八條第一項乃至第三項」に、「第二十八條第六第二項及第三項」を「第二十八條第四第三項、第二十八條第五、第二十八條第六第一項」に、「並ニ第三十一條第二號」及「第三十一條第一項第二號」に、「家族療養費ノ支給」を「家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第三十一條ノ第二項の次に次の一項を加える。

第三十二條ノ三第二項を削る。

第三十二條ノ五を第三十二條ノ六とし、第三十二條ノ四を第三十二條ノ五とし、第三十二條ノ三の次に次の一項を加える。

第三十二條ノ四、第二十八條第二項ノ規定ハ被保險者タリシ者ガ前三條ノ規定ニ依ル其ノ資格喪失前ノ分純ニ関シ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル出産手当金若ハ育児手当金ノ支給ヲ受ケタル場合又ハ其ノ資格喪失後ノ分純ニ関シ分純賃、出産手当金若ハ育児手当金ノ支給ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス。

第三十三條第一項中「被保險者ノ配偶者」を「被扶養者タル配偶者」に改め、同条に次の一項を加える。

第二十八條第二項ノ規定ハ被保險者タリシ者ガ其ノ資格喪失前ノ配偶者ノ分純ニ関シ第二項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル育児手当金ノ支給ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス。

第五十三條第一項中「第二十八條ノ二ノ規定ニ依リ行政庁ノ指定スル者」を「第二十八條第三項第二號ニ掲グル診療所ニシテ船舶内ニ在ルモノ」に、「第二十八條第一號」を「第二十八條第一項第一號」に改め、同条第三項中「第一條第一項後段ノ保險給付」を「被扶養者ニ係ル保險給付」に改める。

第五十五條中「傷病手当金」の下に「出産手当金」を加える。

第五十六條第一項中「療養ノ給付又ハ傷病手当金、出産手当金若ハ障害年金ノ支給ヲ受ケタル者」を「行政庁ハ保險給付ヲ行フニ付」に、「診斷ヲ行フ」を「其ノ保險給付ヲ受ケタル者ニ對シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ該職員ヲシテ質問若ハ診斷ヲ為サシムル」に改め、同条第二項中「前項ノ場合ニ於テ書類ヲ提出セザル者」を「正当ノ理由ナクシテ前項ノ命令ニ從ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者」に改める。

第五十八條の次に次の一項を加える。

第五十八條ノ二、國庫ハ前條ノ規定スル費用ノ外予算ノ範圍内ニ於テ給員保險事業ノ執行ニ要スル費用（給員法ニ規定スル災害補償ニ相當スル保險給付ニ要スル費用ヲ除ク）ノ一部ヲ補助ス。

第五十九條第五項第一號中「千分ノ百六十一」を「千分ノ百六十六」に、「同項第二號中「千分ノ百四十五」を「千分ノ百五十」に改める。

第六十條第一項第一號中「百六十一分ノ四十九」を「百六十六分ノ五十一・五」に、「百六十一分ノ百十二」を「百六十六分ノ百四・五」に、同項第二號中「百四十五分ノ四十一」を「百五十分ノ四十三・五」に、「百四十五分ノ百四」を「百五十分ノ百六・五」に改める。

第六十八條を削り、第六十九條中「被保險者ヲ使用スル船舶所有者又ハ第九條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル者」を「船舶所有者」に改め、同条第一號及び第二號を次のように改める。

一 第二十一條ノ二ノ規定ニ違反シテ届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキ

二 第二十一條ノ三第二項（第二十一條ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シテ通知ヲ為サザルトキ

第六十九條中第四號を第六號とし、第三號を第五號とし、第二號の次に次の二號を加える。

三 第九條ノ二第一項ノ規定ニ依リ文書其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ從ハザルトキ

四 第九條ノ二第二項ノ規定ニ依ル該職員ノ質問ニ對シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

第六十九條ノ二を削り、第六十九條を第六十八條とし、同条の次に次の三條を加える。

第六十九條 船舶所有者以外ノ者故ナク第九條ノ二第一項ノ規定ニ依ル該職員ノ質問ニ對シテ答弁セ

ズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス。

第六十九條ノ二、被保險者又ハ被保險者タリシ者第九條ノ三第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ從ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル該職員ノ質問ニ對シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキハ一万円以下ノ罰金ニ処ス。

第六十九條ノ三、船舶所有者又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル者故ナク同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依リ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依リ文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依リ必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキハ一万円以下ノ過料ニ処ス。

被保險者又ハ保險給付ヲ受ケタル者故ナク第九條第三項ノ規定ニ基ク命令ニ依リ報告、申出若ハ届出ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告、申出若ハ届出ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依リ文書ノ提出ヲ為サザルトキ亦前項ニ同ジ

醫師、齒科醫師、藥劑師若ハ手當ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者第九條ノ三第一項ノ規定ニ依リ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ從ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル該職員ノ質問ニ對シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ亦第一項ニ同ジ

第六十九條ノ三、船舶所有者又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル者故ナク同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依リ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依リ文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依リ必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキハ一万円以下ノ過料ニ処ス。

被保險者又ハ保險給付ヲ受ケタル者故ナク第九條第三項ノ規定ニ基ク命令ニ依リ報告、申出若ハ届出ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告、申出若ハ届出ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依リ文書ノ提出ヲ為サザルトキ亦前項ニ同ジ

醫師、齒科醫師、藥劑師若ハ手當ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者第九條ノ三第一項ノ規定ニ依リ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ從ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル該職員ノ質問ニ對シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ亦第一項ニ同ジ

第六十九條ノ三、船舶所有者又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル者故ナク同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依リ報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依リ文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依リ必要ナル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキハ一万円以下ノ過料ニ処ス。

被保險者又ハ保險給付ヲ受ケタル者故ナク第九條第三項ノ規定ニ基ク命令ニ依リ報告、申出若ハ届出ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告、申出若ハ届出ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依リ文書ノ提出ヲ為サザルトキ亦前項ニ同ジ

第七十条中「前二条」を「第六十八
条」に、「各本条」を「同条」に改める。

附則第二項中、一其ノ者ニ対スル脱退手当金ノ額ハ第四十六條及第四十七條ノ規定ニ拘ラズを、第四十六條第一項ノ規定ニ該當セザル場合ニ於テモ其ノ者ハ同條同項ノ規定ニ該當スルモノト看做ス但シ脱退手当金ノ額ハ第四十七條ノ規定ニ拘ラズに改め、同項の次に次の二項を加える。

前項本文ニ規定スル者ニシテ昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保険者タリシ期間ガ別表第八ノ上欄ニ掲グル期間ニ該當シ且昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ト爲ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乗組ミタル期間ガ同表ノ下欄ニ掲グル期間ニ該當スルモノニ対スル脱退手当金ノ額ハ第四十七条及前項ノ規定ニ拘ラズ被保険者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第七ニ定ムル月數ヲ乗ジテ得タル金額トス此ノ場合ニ於テ同表中「昭和二十九年五月一日以後ニ於ケル被保険者タリシ期間」トアルハ「被保険者タリシ期間」ト読替フルモノトス

第二項但書及前項ノ規定ハ第二項本文ニ規定スル者ガ第四十六條第一項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テ其ノ者ニ支給スル脱退手當金ノ額ニ付之ヲ準用ス

第二号中「眼ノ視力〇・六」を「一ノ
別表第五上欄痲疾の程度三級の項
眼ノ視力〇・〇六」に、同表上欄痲
疾の程度六級の項第八号中「長管骨
」及び同表下欄第十号中「長管上骨」を
「長管状骨」に、同表の備考中「別表
第五」を「別表第四」に改める。

別表第六を次のように改める。

昭和三十一年三月十三日 衆議院會議録第二十号 健康保險法等の一部を改正する法律案外二案

[illegible]

別表第七中「被保険者タリシ期間」を「昭和二十九年五月一日以後ニ於ケル

被保険者タリシ期間」に、

一二年以上	四・三	を	一三年以上	四・七
-------	-----	---	-------	-----

に改める。

別表第七の次に次の一表を加える。

昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保險者タリシ期間	昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七条規定ニ依ル被保險者ト為ルベキ資格ヲ有スル船舶トシテ船舶ニ乗組ミタル期間
二年以上三年未満	十二年未満
一年以上二年未満	十三年未満
一年未満	十四年未満

附
則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十三年一月一日から施行する。ただし、第四条第三項の改正規定、同条同項の次に二項を加える改正規定及び第四条ノ二の改正規定は、同年四月一日から施行し、附則第十二条の規定は、昭和二十九年五月一日から適用する。

(被扶養者に関する経過措置)

第二条 第一条第二項の規定の改正により被扶養者でなくなる者であつてその疾病又は負傷につきこの法律(前条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の際現に被保険者又は被保険者であつた者が家族療養費の支給を受けているものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き当該被保険者又は被保険者であつた者との世帯に属し、もつぱらその者により生計を維持している間に限り、同条同項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該疾病又は負傷及びこれ

により発した疾病についての家族療養費以外の保険給付について

(標準報酬に関する経過措置)

第三條 この法律の施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律の施行の日まで引き続き第十七條の規定による被保険者の資格のある者のうち、昭和三十一年十二月の標準報酬月額が四千円である者については、昭和三十二年一月からその標準報酬を改定する。

(保險料の徴収に関する経過措置)

第四条 昭和三十一年十二月以前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の第十二条及び第十二条ノ二の規定の適用を妨げない。

(第二十五条ノ一の規定による徴収金に関する経過措置)

第五條 この法律による改正後の第二十五條ノ二第二項の規定は、この法律の施行前船舶所有者が故意又は重大な過失により第二十一條ノ二の規定による届出を行わなかつた間に船舶が滅失し、沈没し、若しくはその存否が不明となり、又は被保険者若しくは被保険者であつた者が船舶航行中行方不明となつた場合にも適用する。ただし、この法律の施行前に同條の規定による届出が行われ、又は第二十一條ノ五第一項の規定による確認の請求若しくは第十九條ノ二の規定による確認があつたときは、この限りでない。

（行政庁の指定する者に関する経過措置）

政庁がこの法律による改正前の第二十八条ノ二の規定による指定をしている者は、昭和三十二年三月三十一日までは、この法律による改正後の第二十八条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局に該当しないものであつても、これに該当するものとみなし、その指定は、同条同項同号による指定とみなす。

(療養費に関する経過措置)

第七條 この法律の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の額については、なお従前の例による。

(資格喪失後の期間に係る保険給付に関する経過措置)

第八條 この法律の施行前に被保険者の資格を喪失した者であつて、職務外の事由によりその資格喪失前に発した疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病につき、この法律の施行の際現にその資格喪失後の期間に係る療養の給付を受けているものについては、当該疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病について療養の給付に關する限り、この法律による改正後の第二十八條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定は、この法律の施行前に被保険者の資格を喪失した者であつて、職務外の事由によりその資格喪失前に発した疾病若しくは負傷若しくはこれにより発した疾病、その資格喪失前に発した被扶養者の疾病若しくは負傷若しくはこれにより発した疾病、その資格喪失前の分べん又はその資格喪失前の配偶者の分べんにつき、この法律の施行の際現にその資格喪失後の期間に係る傷病手当金、家族療養費、出産手当金又は育児手当金の支給を受けているものについて、それぞれ傷病手当金、家族療養費、出産手当金又は育児手当金の支給に關し準用する。

3 この法律の施行の際現に航行中の船舶に乗り組んでおり、かつ、

疾病にかかり又は負傷している被保険者が、この法律の施行後当該船舶が次の港に入港すると同時に被保険者の資格を喪失した場合においては、その者に対する療養の給付及び傷病手当金の支給については、当該疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病に關する限り、この法律による改正後の第二十八條第二項及び第三十條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。その者がこの法律の施行の際現に家族療養費又は育児手当金の支給を受けている者である場合におけるこれらの保険給付の支給についても、同様とする。

4 被保険者の資格を喪失した後この法律の施行前に分べんした者であつて、この法律による改正後の第三十二條ノ四の要件を満たしてゐるものに対しては、その者がこの法律による改正前の第三十二條ノ三第二項の要件を満たしてゐない場合であつても、この法律の施行後の期間に係る出産手当金及び育児手当金を支給する。

(傷病手当金に関する経過措置)
第九條 この法律の施行の際現に職務外の事由による傷病手当金の支給を受けている者については、当該傷病手当金の支給事由たる疾病若しくは負傷又はこれにより発した疾病に係る傷病手当金に關する限り、この法律による改正後の第三十條第二項第三号ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(保険料率の調整)
第十條 第五十九條第一項の規定により徴収する保険料の保険料率並

びに被保険者及び被保険者を使用する船舶所有者の保険料額の負担に關しては、当分の間、同条第五項第二号中「千分ノ百五十」とあるのは「千分ノ百五十二」と、第六十條第一項第一号中「百六十六分ノ五十一・五」とあるのは「百六十六分ノ五十二」と、「百六十六分ノ百四十五」とあるのは「百六十六分ノ百四十六」と、同条同項第二号中「百五十分ノ四十三・五」とあるのは「百五十二分ノ四十四」と、「百五十分ノ百六・五」とあるのは「百五十二分ノ百八」と読み替へるものとする。

(従前の行為に対する罰則の適用)
第十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)
第十二條 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「厚生年金保険法による標準報酬月額」の下に「(同法附則第六條の規定により同法によるものとみなされる標準報酬月額を含む)」を加へる。

第三十一條第三号中「船員保険の被保険者であつた期間の月数」を「船員保険の被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間の月数」に改める。

附則に次の二項を加へる。

第十條第一項の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされる船員保険法によ

る標準報酬月額については、厚生年金保険法附則第八條中「三千円」とあるのは、「四千円」と読み替へ、第十條第二項の規定により船員保険法による標準報酬月額とみなされる厚生年金保険法による標準報酬月額については、船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第三條中「四千円」とあるのは、「三千円」と読み替へるものとする。

14 附則第九項の者に係る保険給付については、第三十一條第三号中「船員保険の被保険者であつた期間に三分の四を乗じて得た期間」とあるのは、「船員保険の被保険者であつた期間(船員保険法中改正法律(昭和二十年法律第二十四号)附則第二條第二項又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三十三号)附則第三條の規定により加算された期間を除く)」に三分の四を乗じて得た期間」と読み替へるものとする。

船員保険法の一部を改正する法律案に対する修正案
船員保険法の一部を改正する法律案に対する修正
船員保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一條を次のように改める。

(施行期日)
第一條 この法律中第五十八條ノ二の改正規定は公布の日から施行し、第四條第三項の改正規定、同

条同項の次に二項を加へる改正規定及び第四條ノ二の改正規定は公布の日から起算して五箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行し、その他の規定は公布の日から起算して二箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行し、附則第十二條の規定は昭和二十九年五月一日から適用する。

附則第二條中「前条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。」の施行」を「の施行(第四條第三項の改正規定、同条同項の次に二項を加へる改正規定、第四條ノ二の改正規定及び第五十八條ノ二の改正規定を除く部分の施行をいう。以下同じ。)」に、「同条同項を」第一條第二項に改める。

附則第三條中「昭和三十一年十二月を」この法律の施行の日の属する月の前月」に、「昭和三十一年一月」を「この法律の施行の日の属する月」に改める。

附則第四條中「昭和三十一年十二月以前を」この法律の施行の日の属する月前」に改める。

附則第六條中「昭和三十三年三月三十一日までを」この法律の施行の日から起算して三箇月間」に改める。

〔報告書は會議録追録に掲載〕
厚生年金保険法の一部を改正する法律案
厚生年金保険法の一部を改正する法律
厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條の表を次のように改める。

標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級 四、〇〇〇円	四、五〇〇円未満
第二級 五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上 五、五〇〇円未満
第三級 六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上 六、五〇〇円未満
第四級 七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上 七、五〇〇円未満
第五級 八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上 八、五〇〇円未満
第六級 九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満
第七級 一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満
第八級 一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上 一一、〇〇〇円未満
第九級 一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上 一二、〇〇〇円未満
第一〇級 一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円以上 一三、〇〇〇円未満
第一一級 一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上 一四、〇〇〇円未満
第一二級 一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満
第一三級 一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上 一六、〇〇〇円未満
第一四級 一七、〇〇〇円	一六、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満
第一五級 一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上

第二十三条第一項中「前二条の規定によつて標準報酬が決定された被保険者について、」を「被保険者が」に改める。

第三十七条第一項中「その年金」を「その年金（その加給年金額が計算された期間に係る部分に限る。）に、同条第二項中「その年金を請求することができ、」を「その年金（その加給年金額が計算される期間に係る部分に限る。）を請求することができ、」に改める。

第三十八条本文中「老齢年金」を「老齢年金（第四十六條の規定によつて支給を停止されている老齢年金を除く。）に「障害年金」を「障害年金（第四十九條第一項又は第五十四條の規定によつて支給を停止されている障害年金を除く。）に改め、同条ただし書を削る。

第五十四条中「障害補償費の支給を受けたときは、」を「障害補償費の

支給を受ける権利を取得したときは、」に改める。

第五十五條第二項を次のように改める。

2 前項の期間内に当該傷病につき健康保険の療養の給付を受けた者については、同項の規定にかかわらず、はじめて健康保険の療養の給付を受けた日から起算して三年を経過する日までの間にその傷病がなおつた場合において、そのなおつた日において、その傷病により別表第二に定める程度の廃疾の状態にある場合に、同項の障害手当金を支給する。

第五十五條に次の一項を加える。

3 第四十七條第三項の規定は、障害手当金について準用する。

第五十六條第三号中「障害補償費の支給を受けることができる者」を

「障害補償費の支給を受ける権利を有する者」に改める。

第五十七條中「傷害手当金」を「障害手当金」に改める。

第六十三條第二項第二号中「妻が受給権を取得した当時」の下に「又は前号本文の規定に該当した当時」を加える。

第六十四條中「遺族補償費の支給が行われたときは、六年間、」を「遺族補償費の支給が行われるべきものであるときは、死亡の日から六年間、」に改める。

第六十五條ただし書中「妻が」の下に「受給権を取得した時から引き続き」を加える。

第七十七條第二号中「年金たる受給権」を「年金たる保険給付の受給権」に改める。

第八十六條第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

第八十六條第四項に次のただし書を加える。

ただし、前条各号の一に該当する場合とは、この限りでない。

第五 厚生大臣は、納付義務者が次の各号の一に該当する場合において、は、国税滞納処分等の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住先若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつて

は、区とする。以下同じ。）に對して、その処分を請求することができる。

一 第二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

二 前条各号（第一号を除く。）の一に該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

第八十九條の見出しを「（国税徴収法の準用）」に改め、同条中「徴収金に關する書類の送達については、」を「徴収金に關しては、」に、第四條ノ九及び第四條ノ十を、第四條ノ二から第四條ノ五まで、第四條ノ九、第四條ノ十及び第九條ノ二に改める。

附則第十六條第一項に次のただし書を加える。

ただし、その者が死亡した場合において、その者の遺族が第五十八條の遺族年金の支給を受けることができるときは、この限りでない。

附則第二十二條第一項中「旧法第二十四條から第二十五條ノ二までの規定によつて計算した被保険者期間」を「旧法による被保険者期間」に改め、同条第二項中「前項の者」を「第一項の者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第七十條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

附則第二十二條の次に次の一條を加える。

（女子に対する脱退手当金の特例）
第二十二條の二 旧法による被保険者であつた期間に基く被保険者期間が五年以上の女子であつて、昭和二十九年五月一日前に被保険者の資格を喪失し、かつ、同年四月三十日において五十歳未満であるものが、被保険者となることなくして五十五歳に達したときは、その者に第六十九條の脱退手当金を支給する。ただし、同条各号の一に該当する場合は、この限りでない。

別表第一廢疾の程度三級の項第八号中「又はおや指」の下に「若しくはひとさし指」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十三年一月一日から施行する。

（標準報酬に關する経過措置）

2 この法律の施行前に被保険者の資格を取得して、この法律の施行の日まで引き続き被保険者の資格のある者（第四種被保険者の資格のある者を除く。）のうち、昭和三十一年十二月の標準報酬月額が三千円である者の昭和三十三年一月から同年九月までの各月の標準報酬額は、四千円とする。

（保険料の徴収に關する経過措置）

3 昭和三十一年十二月以前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の第八十六條第一項、第四項及び第五項の規定の適用を妨げない。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案に対する修正案

厚生年金保険法の一部を改正する法律案に対する修正

厚生年金保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する

附則第一項中「昭和三十一年一月一日」を「公布の日から起算して二箇月をこえない範囲内で政令で定める日」に改める。

附則第二項中「昭和三十一年十二月」を「この法律の施行の日」に改める。この法律の施行の日を「昭和三十一年一月」に改める。

附則第三項中「昭和三十一年十二月以前」を「この法律の施行の日」に改める。

〔報告書は会議録に掲載〕

〔藤本捨助君登壇〕

○藤本捨助君「ただいま議題となりました健康保険法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案の三法案につき、社会労働委員会における審査の経過並びにその結果の概要を御報告申し上げます。

まず、健康保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

健康保険制度は、今や、わが国の社会保障制度の中核をなす制度として、労働者の生活に不可欠の重要な意義を有しておりますが、近年その医療費は年を追って増高し、特に中小企業を対象とする政府管掌健康保険におきましては昭和二十八年末以来収支の不均衡を続け、保険経済はきわめて困難な事態

に立ち至つたのであります。この情勢に対処して、政府は、各種の行政上、予算上の措置を講じて収支の均衡をはかつて参りましたほか、去る第二十二回国会及び第二十四回国会にそれぞれ本法の一部改正法案を提出したのであります。いずれも審議未了となつたのであります。

昭和三十一年度以降におきましては、政府管掌健康保険財政は、一般経済界の著しい好況とともに、相当好転を示してはおりますけれども、昭和三十一年度においても、現状のままにこれを放置する場合におきましては、なお相当額の赤字を見込まざるを得ない実情であります。かかる不安定な健康保険財政を根本的に立て直すとともに、制度そのものの合理化をはかるため、第二十五回国会に三たび本法の一部改正法案が提出せられ、引き続き本国会に継続審査として付託されたのであります。すなわち、医療保障制度の確立を促進する見地に立つて、政府管掌健康保険事業の発展をはかるため、新たに国庫からの補助を明文化するとともに、他面、制度上必要な措置として、被保険者一部負担制の改訂をし、また、保険医療組織、診療報酬審査機構等について制度の合理化を行い、もって健康保険制度が高い医療水準を維持しつつ発展することをはからんとするものであります。これをはからんとするものであります。全国民の要望する国民皆保険を実現するに当り、その根幹ともいへば健康保険制度の基礎的な地固めをいたさうとするのが、政府の本法提案の理由であります。

次に、そのおもなる内容について申し上げます。第一は、国庫

は、予算の範囲内において、政府管掌健康保険事業の執行に要する費用に對し補助を行うことを法律上明文化し、昭和三十一年度及び三十二年度には、それぞれ三十億円を一般会計から受け入れることとしたのであります。第二は、標準報酬等級区分を最低四千円から最高五万二千円の二十四等級とするのであります。第三は、療養の給付を受ける者の負担すべき一部負担金の範囲を広げたことであり、第四は、保険医療制度について、個人指定方式の長所を取り入れた機関指定方式を採用することであり、第五は、継続給付を受けるための資格期間を一年に延長することであり、第六は、不正受給者に対して損失を補てんさせる措置を講ずることであり、第七は、被扶養者の範囲を明確化することであり、第八は、厚生大臣または都道府県知事の検査に関する規定を整備することであり、第九は、社会保険診療報酬支払基金における診療報酬請求書の審査につき、その公平正確を期するため、審査機構を整備すること等であります。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

船員保険制度は、船員の疾病は、老齢、死亡、失業等の各部門にわたる総合的社会保険として、海上労働者の福祉向上のために重大な役割を果してきただものであります。最近数年来、医療費等の支出増加のため、その医療給付部門におきまして収支の不均衡を生ずるに至りましたので、これに対処するため、政府は、標準報酬の適正把握、保険料収納率の向上、不正受給の排除等、各種の行政措置を講じたほか、第二十二回国会及び第二十四回国会にそれぞれ本法の一部改正法案を提出したのであります。いずれも審議未了となり、船員保険財政の実情は依然として深刻なものがございまして、現行制度の不備を是正し、その合理化をはかるため、第二十五回国会に三たび本法の一部改正法案が提出せられ、引き続き本国会に継続審査として付託されたものであります。以上が政府の本法改正法案提案の理由であります。

次に、本改正法案のおもなる内容について申し上げます。第一は、国庫は、予算の範囲内において、船員保険法の災害補償に相当する給付に要する費用を除き、船員保険事業の執行に要する費用の一部を補助することとし、その結果、昭和三十一年度及び三十二年度においては、それぞれ一億円を一般会計から補助することとしたのであります。第二は、健康保険法と歩調を合せ、新たに一部負担の制度を設けたことであり、第三は、保険料率につき、失業保険の適用を受ける者については千分の五、失業保険の適用を受けない者については千分の七を引き上げたことであり、第四は、標準報酬等級の区分を改め、その最低額を五千円としたことであり、第五は、報酬が歩合によつて支払われる場合の報酬月額額の算定方法は、前年度における実績を基準として算定することとしたことであり、第六は、職務外傷病に対する資格喪失後における療養の給付は、原則として一年につき三月の資格期間を設けたことであり、第七は、独身入院者の職務外の事由による傷病手当金の支給額を百分の五十とするもののほか、健康保険法の改正に準じ、被扶養者の範囲の明確化、保険医療制度

の整備等、各般の改正を行なつたこととあります。

次に、厚生年金保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正法案の要旨の第一は、健康保険法の改正と歩調を合せ、標準報酬の最低の現行の月額三千円から月額四千円に引き上げることであり、第二は、現行の厚生年金保険法の施行前に被保険者の資格を喪失した女子の一部に対して、慰退手当金の支給条件を緩和いたそうとすることとあります。

以上の三法案は、第二十五回臨時国会において、十二月四日日本委員会に付託せられ、翌五日小林厚生大臣より提案理由の説明を聴取したのであります。継続審査となりました本国会におきましては、二月十八日神田厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、審議に入り、連日長時間にわたり、本月九日及び十一日には、特に岸内閣総理大臣及び池田大蔵大臣の出席を求められたのであります。

そのうち、最も議論の中心となつた問題として、まず、「療養の給付を受ける者の一部負担金の範囲を拡張することは社会保障の後退ではないか」との論に対して、「健康保険制度の健全なる発達をはかる見地から、この程度の一部負担をすることは、被保険者における負担の均衡の見地からするも、むしろ当然である」との答弁があり、「政府管掌の健康保険事業の執行に要する費用の一部を国庫が補助すること」を明文化したことについて、将来健康保険財政が黒字になつたら、国庫補助金は出さなかつてもかゝる。さらに一歩を進めて、すみやかにこれを定率化するべきではないか」との論に対しては、「社

会保険制度の充実が政府の重要施策であるから、今回の国庫補助は、単なる赤字対策としての臨時補給金ではなく、当然に恒久的性格のものであるから、将来健康保険財政が黒字になっても、これをやめないのみならず、今後、国民健康保険制度におけるがごとく、これを定率化することに向つて努力する。旨の答弁がございました。また、「健康保険財政の赤字の重要な原因となつておる結核に対して、すみやかに抜本的措置を講ずべきである」との論に対しては、「今回別途提案の結核予防法の一部改正は、まさにその計画の一端を現わしたものであるが、政府としては、国民病たる結核に対し、その予防、治療、予後を通じて、一貫した強力な施策の実施について、今後とも十分努力をいたす」旨の答弁があり、さらに、「四カ年計画で国民皆保険を実施せんとする建前上、まず五人未満の事業所における労働者をも本法を適用する対象にすべきである」との論に対しては、「これらの事業所における雇用の実態を把握することは事務的に困難な問題であるが、今後これが実態を明らかにした上、いずれかの医療保険の対象とするより努力したい」との答弁がございました。

以上のはか、組合管掌の健康保険事業に対しては、国庫補助を行ふこと、公私医療機関の待遇を平等にすること等の諸問題についても、きわめて熱心な質疑応答が行われておるのであります。なお、本改正法案の重要性にかんがみ、去る六日、日本経営者団体連盟理事牛尾栄次君外八名の参考人を招致して意見を聴取したのでありますが、これらの詳細については会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、一昨十一日の委員会において質疑を打ち切りましたところ、これから三法案について、自由民主党野澤清人君外四名の提案にかかる次の修正案が提出せられ、野澤委員よりその趣旨の説明がございました。その要旨は、健康保険法等の一部を改正する法律案については、第一、社会保険診療報酬支払基金法の一部分の項を削除して、基金の審査機構については現行法通りとする。第二、これに伴い、本法の題名を健康保険法の一部を改正する法律案に改めること、及び、第三、本法の施行期日について、国庫補助に關する第七十条ノ三の規定は公布の日から、その他の規定は公布の日から起算して二月月をこえない範囲内で政令で定める日から施行することに改めたほか、これに伴う規定の整備を行なつたことであり、船員保険法の一部を改正する法律案については、その施行期日を改めて、国庫補助に關する第五十八条ノ二の規定は公布の日から、報酬が歩合によつて支払われる場合の標準報酬の算定方法に關する第四及第五四二条ノ二の改正規定は、公布の日から起算して五月月をこえない範囲内で政令で定める日から、その他の規定は公布の日から起算して二月月をこえない範囲内で施行することとする。これに伴う規定の整備を行なつたものであり、厚生年金保険法の一部を改正する法律案については、その施行期日を公布の日から起算して二月月をこえない範囲内で政令で定める日から改めるほか、これに伴う規定の整備を行なつたものであります。

次いで、三法案に対する右の各修正案及び修正部分を除く原案を一括して討論に入りまして、自由民主党を代表して中川俊思君より修正案及び修正部分を除く原案に賛成の意見が述べられ、その際、あわせて、健康保険法の運営に關し次の附帯決議案が提案せられ、その趣旨の弁明がございました。朗読いたします。

附帯決議案

(一) 政府は、この法律に定める保険医及び保険薬剤師の登録制度及び保険医療機関並びに保険薬局の指定制度の実施に當つては、医療担当者の地位を不当に害することのないよう関係団体との連絡を密にして制度の効果的運営に細心の注意を払うとともに、特にいわゆる「個人開業の保険医療機関及び保険薬局については、指定更新の手続を極力簡易にするよう配慮すべきである。

(二) 政府は、医療の国民皆保険の完全な実現を期するため、健康保険に對する国庫負担制度の根本理念を明確にし、これに伴い組合管掌の健康保険に對しても、国庫負担の途を考慮すべきである。

(三) 政府は、現行健康保険の診療報酬の点数並びに単価を含む診療報酬支払方法を再検討し、医師、歯科医師及び薬剤師の待遇改善を速かに進行することを要する。

(四) 現在医師会、歯科医師会、薬剤師協会の三団体については、従前におけるが如き特別の法制がないため、国民医療の普及発達並びに公衆衛生の向上を図るべきこれらの団体本来の使命達成上、真に遺憾なる状態にあるものと云わざるを得ない。

よつて政府は、速かに医師、歯科医師及び薬剤師関係の団体につき調査研究のうえ、我が国医療の健全なる発達に資すべき制度を樹立すべきことを要する。

右決議する。

かくて、討論を終了し、健康保険法等の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案について、おのおのその修正案並びに修正部分を除く原案について順次採決に入りましたところ、それぞれ修正議決すべきものと決し、また附帯決議案について採決に入りましたところ、これまた可決した次第でございます。

なお、この際申し上げます。右三案に關しましては、本日午前中の委員会におきまして、社会党の委員から補足質問及び意見の開陳が行われた次第でありまして、その結果、右三案並びにその修正案に對しては、社会党の委員諸君は反対であることが明らかにいたしましたので、その旨を委員会において明確にいたしました次第であります。従つて、本案並びに修正案に對する賛成者は多数であることを確認いたします。

以上をもつて御報告いたします。

(拍手)

○議長(益谷秀次君) 討論の通告があらります。順次これを許します。堂森芳夫君。

(堂森芳夫君登壇)

○堂森芳夫君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま上程されました健康保険法、船員保険法並びに厚生年金保険法の一部改正に對し、保険給付の二割は国庫が負担すべきであり、さらに、五人未満の職場に働く労働者にも健康保険を拡充すべきである

とのわが党の主張に基きまして、政府原案並びに与党修正案に反対の意向を表明いたしますのであります。(拍手)

申し上げるまでもなく、労働者の健康は国家経済発展のために最も大切な原動力でありまして、同時に、労働者の生活を維持するために必要不可欠なものであるべきであります。この生産と生活の最も大切な、そして唯一の源泉であります労働者の健康を守るために発足しましたわが国の健康保険制度は、実に三十年にわたる長い歴史を持つておりまして、その間、幾多先覚者の血のにじむような努力によつて今日まで発展して参つたものであります。しこうして、今日では、わが国社会保険制度の大黒柱となり、二千三百万になんなどという労働者とその家族の健康を守つてゐるのであります。ところが、健康保険制度の財政は、この三三年以来、歳入に要する支出が増加し、毎年四十億、五十億、六十億という赤字を出すに至つたのであります。そこで、この赤字の穴埋めを要するために、政府も幾分の補助はするが、労働者や医師も当然その犠牲を負担してもらわねばならない、これが政府案並びに与党修正案の正体であります。

ところが、一体どうして療養の費用がふたて参つたのであつかうか。政府の資料を待つてもなく、医学が日に日に進歩して、健康保険による医師の手当の内容が向上して参つたと同時に、国民の衛生思想が発達して、病氣となれば、多くの人がい早く保険証を持つて医師を訪問するからであります。すなわち、医療内容の向上と利用する者の増加という、健康保険本来の目的に全く合致した制度の進歩発展が、収入と支出のアンバランスを起してきたの

であります。(拍手)ところが、この収支の不均衡を、政府や与党の諸君は、全く労働者や医師の責任であるかのごとく心得、彼らの犠牲において赤字の穴埋めをしようというのであります。元来、社会保障制度というものは、いずれの国を見ましても、これが発展し、また普及するほど、赤字が出るのが当然であります。これを、社会保障と民間保険とはき違えまして、赤字対策のために被保険者を犠牲にしようなどは、近代的な社会保障に対する完全なる無知を暴露するものであります。諸君は、ここに、資本家の政府とその党の社会保障に対する認識と努力の限界があることを、みずから告白いたしておるものであります。(拍手)

政府原案によりますと、十二億という労働者の一部負担に加えて、一部悪徳者があるからといって、良心的な医師をも含めて、医療担当者全体に對し天下りの規制を加えるという、健康保険発足以来常に多くの犠牲を忍んで協力して参つた医師に対し、まっくらから冷水をぶつかけるというのであります。(拍手)社会保障制度の民主的な運営とは、関係者の相互信頼、相互協力をその生命とすることはもちろんであります。これを力づくの官僚的統制に逆行させようということとは、全く時代逆行のはなはだしきものといわざるを得ないのであります。(拍手)

去る第二十二回国会に、初めて場山内閣の手によって健康保険法改悪案が提出されたのであります。そうしますと、全国の労働者、医師はもとより、社会保障の確立を待望いたしまする全国民の憤激は、政府の無知と横暴

に猛烈として立ち上つたのであります。その結果、ついに審議未了となり、さらに第二十四回国会に再度提出して参りましたが、世論の反響にあり、再び廃案と相成つたのであります。この糾弾にたじろじたりました政府や党の窮余の一策として、第二十五回国会に提出されましたのが政府原案であり、さらに、一昨夜、一方的に強引にも委員会の質疑を打ち切り、多数の暴力により、与党委員のみによつて可決いたしましたものが、今日提案されておりますところの与党の修正案であります。(拍手)

しかし、これとても選挙目当てのごまかしでございまして、その本質においては、遺憾ながら、政府の改悪案と大同小異と申さなければなりません。たとえば、依然として入院の際には一日三十円という一部負担金を残しておりますが、中小企業を対象としたしるる政府管掌の被保険者の平均賃金はわずかに一万二千円でありまして、これが入院して、賃金は六割の七千二百円に落され、その上、月九百円を一部負担として払わされるのでございまして、これでは、家族持ちの労働者は入院をためらうのは当然でありまして、かりに入院いたしましたとしても、残された家族は、働き手が病氣にかかったという心配に加えて、明日の生活の苦勞が襲いかかつて、全く病氣をした労働者に追い打ちをかけようという無慈悲なやり方と申さねばなりません。(拍手)

諸外国の例を引用し、一部負担もやむなしと政府は言っておりますが、一部負担を行なっている国々、たとえばイギリスの二万四千円、ドイツの一万一千円、フランスの九千円と、いずれも

これらの国は最低賃金制を実施しているものであります。(拍手)最低賃金制を否定し、健康保険だけは赤字が出たから一部負担を強化しようなどは、無知というよりは、悪意に満ちたデマゴギーとも申さねばなりません。(拍手)また、健康保険の療養に要する費用の三割以上が結核の療養に支出されているのが現実であります。結核が保険を食つていると申しても過言ではございません。結核予防法によりまして明白に示されております国費半額負担を援用し、まず、さしあたって、政府管掌に對し二割の国庫負担を実施すべきは当然であります。

現在の保険料がすでに限度にきているといいますならば、すでに国庫負担を実施いたしております失業、労災、厚生年金、日雇い労災保険、国民健康保険にかんがみましても、何ゆえ思い切つて二割の国庫負担をいたさないのぞございましょうか。二割の国庫負担を実施することによりまして、初めて労働者も助かる、医師も満足する、健康保険制度そのものも安泰が期待できるとあります。ここに、二割国庫負担の理由を明らかにいたしまして、政府原案並びに与党修正案に反対をいたしますのであります。

さらに、この機会に、わが党の社会保障に對します根本方針に触れまして、反対理由を一そう明白にいたしたいと存するのであります。(拍手)まず、第一点といたしまして、すみやかに全国民に對し医療の保障の普及をはからねばならぬと主張いたすものであります。しかし、その立場からは、現行の健康保険制度を逆行せしめようとする政府原案並びに与党の修正案は、とうてい承認するわけには参ら

ないのであります。第二次世界大戦後、各国政府が最も力こぶを入れております政策の重点が福祉国家の建設、社会保障の確立にあることは、諸君とも御存じでございましょう。西ドイツの今日の隆々たる経済復興の原動力が、実に年々予算の三割以上を社会保障の確立に投じて参りました民生安定への努力に待っていることは、保守党の諸君の刮目して学ばべきところであると云いたいのであります。(拍手)

なるほど、政府は、本年度の予算におきましても、社会保障関係費は九十一億五千八百万円増額したと自負しておられます。しかし、その内訳は、失業対策費に三百四十七億、生活保護費に三百六十億、この費用だけでも社会保障費の六割をこえてまして、実に莫大な予算が国民の失業と貧困のために注ぎ込まれているのであります。しかも、この事実こそは、政府の社会保障に對します熱意というよりも、かえつて保守政党政歴代の施策によつて国民の失業と貧困が年々深刻と相なつてございまして、(拍手)すなわち、保守党内閣の社会保障の予算とは、みずから政策の貧困と破綻の結果、失業と貧困が年々増大していくことを物語っているにすぎないものであります。社会保障の充実とは、資本主義の政府が生み出す必然悪ともいふべき貧困と失業に對します強制的な救済に終始することではございません。現在の社会保障をさらにさらに政府の責任において前進させること、これがほんとうの社会保障の前進の姿であります。(拍手)その手始めとして、まず立法的にも予算の上にも当面の努力を集中いたしまして、全国民に医療の保障を与

えることであります。すでにわが党が提案しておりますがごとく、四年以内には、全国の市町村に国民健康保険を設立し、給付の内容、少くとも療養に關します給付におきましては、現在の政府管掌健康保険を基準にすべしと主張いたすものであります。ここに、われわれは、単なる財政的理由から、現在の健康保険の給付を低下せしめようとする一切の意圖に反対する根本の理由があるのであります。(拍手)

われわれの反対いたします第二の理由は、あくまでも憲法を守り、再軍備よりも、まず守るに足る国を作るべしとする、わが党の根本的立場に基くものであります。

本年度の防衛関係費は、昨年度に比べまして、なるほど四億の増加にすぎないが、政府は誇らしげに語っておりますが、実際は巨額の繰越金を持つております。しかも、さらに二百億の予算外契約の形で支出が行われるのであります。その上、防衛庁とは汚職の巣くつと相なつておるのであります。(拍手)しかも、あの予算編成当時におきまして、てんやわんやのふんどし頼みの中にありまして、政府も与党もついに防衛関係費には一指をも染めることができなかったものでございまして、まことに傍若無人に、防衛費だけは、あぐらをどっかとかいてすわつてゐるのが、今日の姿でございまして。(拍手)しかも、その結果は、健康保険の財政不足の過半がついに労働者と医師の犠牲に転嫁されているのであります。かつて軍閥が戦争政策を遂行するために選んだ道は、阿部内閣の手によるところの賃金ストップと労働時間の強化でございまして、それによつて労働者の健康が血祭にあげられたことは、

歴史の示すところであり、岸内閣は十五年前軍閥ファッショのたどった道を再び歩もうといたしておるのであります。政府は、口に経済五カ年計画と称し、完全雇用と言いつながら、労働者に協力を求めるどころか、これにまっくらから挑戦せんとする、これが一部負担を中心とした健康保険法改正の正体でございます。(拍手)

今や、一部負担の名目のもとに、賃金の実質的な切り下げをはかり、政府に對して、労働者は健康保険法の改悪反對を大きな旗じるしとして立ち上つておるのであります。医師の良心的な影響をロッキン・アウツせんとする政府の意圖に對して、社会保険を守らんとする熱意から、全国の医師、齒科医師は、重大なる決意を持って、最後の態勢を整えて立ち上つておるのであります。(拍手)わが党もまた、あくまで憲法を守り、再軍備よりも守るに足る国を作るべしとの立場から、労働者の健康に對しては政府の保障を要求し、また、良心的な診療を確保することを要求いたしました、政府並びに与党修正案に對し、全面的な撤回を求めるものであります。(拍手)

最後に、わが党は、健康保険の医療給付の二割は国庫が負担し、五人未満の職場に働いておられるところの労働者にも政府の責任において健康保険を擴張すべきであるとの修正案を提出しておるのであります。その審議を進めることなく放置いたしておりました。また、一昨夜の多数の暴力により、一方的に質疑を打ち切り、あるいは理事会の了解事項をじゅうりんいたしまして、みずから国会運営の正常化を踏みにじりました与党の態度を強く

糾弾いたしました、私の討論を終るものであります。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 亘四郎君。

〔亘四郎君登壇〕

○亘四郎君 たいだいま議題となりまして健康保険法等の一部を改正する法律案及びこれが修正案、船員保険法の一部を改正する法律案並びに厚生年金保険法の一部を改正する法律案に對して、自由民主党を代表して賛成の討論を行わんとするものであります。(拍手)

まず健康保険法等の一部を改正する法律案に對してであります。おおよそ、近代国家の主要政策は、国民生活の安定と向上を第一義とすべきことは申すまでもございせん。疾病が貧困の最大原因であることを思い、生命尊重の立場に立ちますならば、教育と並んで、医療の機会均等こそは、最優先的に重視されなければならぬものであります。しかるに、現在、わが国においては、単に零細企業に雇用されているというだけで健康保険の適用から除外されている者が三百万人もあり、その家族を数えれば、おそらく一千万人に達するものと推定せられておるのであります。また、その居住する町村が国民健康保険を実施していないがため、被用者以外で何らの医療保険にも加入できない人々は二千万人と推定せられ、合せて三千万人、すなわち、国民の三分の一に當る多数が、いまだいかなる医療保険からも締め出されている実情であります。公平の見地から申しまして、真に寒心にたえぬ次第でございせん。すべての国民を対象とするいわゆる医療保障制度の普及及び確立は、まさに全國民の待望してやまぬところであります。わが党が社会保険制度審議会の教次にわたる勧告の趣

旨を尊重して社会保障五カ年計画を樹立し、昭和三十五年を目途として國民皆保険の実現に努力しておるゆえんのも、また、この國民の悲願にこたえんとするにほかならぬのでございせん。(拍手)

しかるに、この國民皆保険への道に當つて重大なる障害をなすものは、医療保障の根柢をなすところの政府管掌健康保険が、医療費の急激なる増高により、昭和二十九年年度以降財政的困難に陥り、まさに崩壊に瀕せんとしておることでありまして、これが立て直しをはかるため、強力なる法的、財政的措置の必要なること、今日よりはなはだしきではないのであります。(拍手)この不均衡を是正するために、政府は、二十九年秋以来、各般の行政措置を行なつて保険財政の健全化をはかり、また、第二十二国会並びに第二十四国会において改正案を提出いたしましたのであります。が、前回も、本院を通過しなから、参議院において審議未了の運命に陥りましたことは、諸君すでに御存じの通りであります。

今回、政府が三たび提案した改正法案は、國民皆保険を目途としつつ、その強力なる一環としての健康保険制度の立て直しを念願いたされたものでありまして、前国会における本院修正の趣旨を十分に取り入れたものであり、単に保険財政の赤字対策にとどまらず、制度そのものの合理化をはからんとするものでも、今後わが國の医療保障を急速かつ徹底的に改善充実にする上において一振機を画する重大使命を有するものと断言してはばからぬのであります。(拍手)

以下、その主要なる点を明らかにいたしますれば、第一に、政府管掌健康

保険事業の執行に要する費用に對しては、昭和三十一年度及び三十二年度において、それぞれ三十億を一般會計から受け入れることにいたしてあります。これこそ、社会保障制度審議会等の勧告、答申に對してはもろろん、廣く國民の要望に沿つたものであり、社会保障制度に對する國家の責任を明確にいたさんとするわが黨の熱意を宣明したものにほかならぬのでございせん。私は、これを一つの跳躍台として、かの國民健康保険制度におけるがごとく、國庫補助率の實現に向つて政府が一段の努力を払うべきことを、強く要望してやまぬものでございせん。

第二は、被保険者の一部負担の範圍の擴張の問題であります。これについては、第二十四国会において、きわめて執拗なる論議が展開せられ、ついに本院においても、政府原案の一部修正を見るに至りましたことは、諸君よく御承知の通りであります。今回の法案は、その趣旨を尊重し、現行の初診料の一部負担五十円を百円に増額すること、また、入院料につき、三カ月間、一日三十円を負担させることとしたしておるのであります。が、被保険者が受診に際してこの程度の一部負担をすることは、現下の保険財政の事情等を顧みますれば、真にやむを得ぬものと申さざるを得ないのであります。(拍手)

いまだ何らの医療保障の恩恵にも浴し得ない三千万人の國民がある今日、被保険者間の公平の見地からいたしまして、また、いわゆる一部の乱給防止等、本制度合理化の点から申しまして、むしろ當然のことと信ずるものでございせん。(拍手)

しかるに、これに對して、受診率の制限をねらふものであるとか、あるいは社会保障の後退であるとかの反對論を唱える者がございせん。が、健康保険の現状からいたしまして、各關係者が協力して、それぞれ何らかの負担を行ひ、もつてその財政的立て直しと制度の健全な発達をいねがう場合においては、單に労働者の犠牲強要であるとの簡單な論旨で片づけることは、社会保険の本質たる相互共済の精神を忘れた一方的な論議と申さざるを得ないのであります。(拍手)

第三に、保険医療制度の合理化の点であります。今回、保険医の個人登録の長所を取り入れた機関指定方式を採用して、現行保険医、保険薬剤師の義務を明確にし、その公共性に反するがごとく行為を排除しようとしておるのであります。もとより、本制度の実施運営に當りましては、指定基準の設定や、適正配置並びに医療担当者の協力等について、十分慎重なる配慮を要することは、言を待たぬところであります。

次に、行政庁の検査に關する規定を明確にした点でございせん。これは、保険給付の適正をはかり、その内容の低下を防止いたそうとする趣旨にほかならぬものであります。これをもちつて、医療保険における民主的運営を排し、官僚的統制に逆戻りせんとするものであるがごとく論をなす者がありますが、これは事実上目をおつておるか、あるいは、ためにせんがための強弁以外の何ものでもないと考える次第でございせん。

期間の延長等の諸措置を講じておるの
であります。いすれも保険財政の健
全化、保険運営の正常化を期したも
で、現下の事態にかんがみ、一応適
と認められる程度のものでございま
す。ただ、社会保険診療報酬支払基金
における診療報酬請求書の審査機構を
整備するため、基金法の一部改正を
行なっております。点については、審議
の経過に伴い、なお慎重検討を要する
点があると認めまして、本委員会にお
いて削除することに修正いたしましたの
であります。基金の審査機構の改革に関
しては、従来きわめて強い要請があり
ますので、政府は、近き将来におい
て、これが根本的改正について一段の
努力をいたされんことを要する次第
でございます。

次に、船員保険法の一部を改正する
法律案及び厚生年金保険法の一部を改
正する法律案についてであります。が、
いすれもその対象とする重要産業の現
状とその特性に適合せんとするもの
でありまして、ともに健康保険法にお
けると同工異曲の趣旨によるものであ
りますから、ここでは詳論を避けるこ
とといたします。

終戦以来十一年、ようやくにして戦
後復興経済を脱却したわが国は、新憲
法の掲げる福祉国家の目標に向って新
たなる巨歩を踏み出すべき好機に直面
しておると申し得るであります。こ
社会保険制度審議会の最近の勧告にも
あります。が、医療保障の充実の
面に対する長期国策の確立こそは、こ
の際何をおいても取り上げなければな
らぬ主要目標でございます。国民皆保
険の実現、医療給付率の引き上げ、さ
ては、わが国の医療制度の根幹をゆる
がしつづける結核に対し、その予防、

治療、予後を通じて、一貫した有効適切
な施策の確立等々、かの勧告に掲げら
れたものを取り上げただけでも、国家
として本腰を入れて取り組まなければ
ならぬ重要問題の解決に迫られておる
のであります。今やまさに政府の重
大決意を要する時期であることについ
て、あえて贅言を要しないのでありま
す。

今回、政府提案にかかる健康保険法
等の改正案は、かかる見地からいたし
ますれば、いまだ理想を去ることとは
かなるものと申さざるを得ないのであ
ります。が、将来到達を目ざす境地へ
生々発展する第一段階として、また、
まさに崩壊に瀕せんとする健康保険等
に活を入れ、医療保障制度の中核を堅
固ならしめることこそは、真に急務中
の急務といわなければなりません。

この意味において、私は、今回の改
正三法案に対し、本法案に關し附帯決
議が四項目決議されておりますが、こ
れらをあわせて賛意を表して、私の討
論を終るものでございます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて討論は
終局いたしました。

三案を一括して採決いたします。こ
の採決は記名投票をもつて行います。
三案の委員長報告はいすれも修正で
あります。三案を委員長報告の通り決
するに賛成の諸君は白票、反対の諸君
は青票を持参せられんことを望みま
す。閉議。

投票を計算いたさせます。

○議長(益谷秀次君) 投票の結果を事
務総長より報告いたします。

投票総数 三百二十六
可とする者(白票) 百九十四
可とする者(青票) 百三十二

○議長(益谷秀次君) 右の結果、三
案は委員長報告の通り決しました。
(拍手)

健康保険法等の一部を改正する法律
案外二件を委員長報告の通り決する
可とする議員の氏名

阿左美廣治君 相川 勝六君
逢澤 寛君 愛知 揆一君
青木 正君 赤城 宗徳君
赤澤 正雄君 秋田 大助君
浅香 忠雄君 足立 篤郎君
荒船清十郎君 有田 喜一郎君
有馬 英治君 五十嵐吉蔵君
伊東 岩男君 伊東 隆治君
伊藤 郷一君 池田 清志君
池田正之輔君 石坂 繁君
一萬田尚登君 植木庚子郎君
今松 治郎君 植村 武一君
植原悦二郎君 内海 安吉君
白井 莊一君 小笠 公昭君
遠藤 三郎君 小澤 重喜君
小笠原三九郎君 大倉 三郎君
越智 茂君 大坪 保雄君
大久保留次郎君 大野 伴隆君
大島 秀一君 大野 清一君
大野 市郎君 大村 正孝君
大橋 武夫君 太田 清三君
大森 玉木君 加藤 精三君
荻野 豊平君 加藤 常太郎君
加藤 高蔵君 上林 山榮吉君
加藤 五郎君 龜山 孝一君
神田 博君 川崎 秀二君
川崎末五郎君

川島正次郎君

川村善八郎君

木崎 茂男君

北澤 直吉君

吉川 久衛君

楠美 省吾君

黒金 泰美君

小坂 善太郎君

小川 久雄君

河野 一郎君

佐々木秀世君

佐伯 宗義君

川野 芳満君

菅 太郎君

北 吟吉君

北村徳太郎君

清瀬 一郎君

倉小 忠雄君

小枝 一雄君

小林 錦君

河野 一郎君

高村 坂彦君

坂田 道太郎君

佐伯 宗義君

藤本 捨助君

古井 喜實君

古島 義英君

保科善四郎君

堀川 恭平君

前尾繁三郎君

前田 正男君

町村 金五君

松浦 東介君

松澤 義三君

松山 義雄君

三木 武夫君

淵上房太郎君

古川 文吉君

保内 茂君

堀内 一雄君

前田 房之助君

牧野 良三君

松浦周太郎君

松岡 松平君

松永 東君

三浦 一雄君

三田村武夫君

宮澤 鳳勇君

北山 愛郎君 久保田鶴松君 小平 忠君 栗原 俊夫君 小牧 次生君 小山 亮君 五島 虎雄君 河野 密君 佐々木三君 佐々木良作君 佐藤觀次郎君 櫻井 奎夫君 志村 茂治君 島上善五郎君 下川儀太郎君 下平 正一君 杉山元治郎君 鈴木茂三郎君 田中幾三郎君 田中織之進君 田中 利勝君 田中 武夫君 田中 裕男君 田原 春次君 多賀谷眞松君 高津 正道君 滝井 義高君 橋 兼次郎君 辻原 弘市君 戸叶 里子君 堂森 芳夫君 中井徳次郎君 中居英太郎君 中崎 敏君 中村 高一君 中村 英男君 永井勝次郎君 成田 知巳君 西尾 末廣君 西村 彰一君 西村 力弥君 野原 覺君 長谷川 保君 原 茂君 平岡忠次郎君 日野 吉夫君 古屋 貞雄君 平田 ヒデ君 藤積 七郎君 帆足 計君 細田 綱吉君 細田 兼光君 正木 清君 前田榮之助君 松井 政吉君 松尾トシ子君 松岡 駒吉君 松前 忠久君 松原喜之次君 松前 重義君 松本 七郎君 三銅 義三君 三宅 正一君 水谷長三郎君 武藤通十郎君 森 三樹二君 森本 靖君 八百板 正君 矢尾喜三郎君 八木 昇君 山口シヅエ君 柳田 秀一君 山口丈太郎君 山崎 始男君 山下 榮二君 山田 長司君 山花 秀雄君 山本 幸一君 横銭 重吉君 横路 節雄君 横山 利秋君 横光 光君 和田 博雄君 吉川 兼光君 石野 久男君 渡邊 惣蔵君 中野 健次君 志賀 義雄君

昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に關する法律案(第二十五回国会 笹山茂太郎君外七名提出)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、笹山茂太郎君外七名提出、昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に關する法律案を議題となし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に關する法律案

昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に關する法律案

第一条 この法律は、昭和三十一年の政令で定める災害(以下「災害」という。)による被害農家が食糧の用に供するため必要とする米穀の売渡に關する特別の措置につき規定するものとする。

(定義)
第二条 この法律において「被害農家」とは、米穀を生産する農家で

あつて、災害による著しい減収のためその生産に係る米穀がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものをいう。

(米穀の売渡)

第三条 市町村が被害農家に対しその飯用消費量を基準として災害による減収の程度を参しやくして農林大臣の定める数量の米穀を売り渡すのに必要な数量の米穀を都道府県が当該市町村に売り渡す場合には、政府は、当該都道府県に対し、これに必要な数量の米穀を農林省令で定める三統に従ひ売り渡すものとする。

(売渡の価格)

第四条 政府が前条の規定により都道府県に米穀を売り渡す場合の価格は、被害農家の売渡を受ける当該米穀の購入価格がおおむね次の各号に掲げる額となるように農林大臣が定める。

一 国内産米穀については玄米(三等)一石につき、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県において生産されたものにあつては九、四七〇円、その他の都道府県において生産されたものにあつては九、四九五円

二 輸入米穀については前号の額を基準として農林大臣が定める額

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和三十一年度において三千三百万円、昭和三十一年度において六千七百円の見込である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔小枝一雄君登壇〕

○小枝一雄君 たいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及びその結果について御報告申し上げます。

本案は、昨年夏季における異常気象のため、北海道を初め東北、北陸その他の地域において未曾有の冷害が発生し、また、八月から九月にかけて本邦を襲った数度の台風により、九州、中国及び四国等の地域の農作物はかなりの被害をこうむつたのであります。特に、これら災害による水稻の被害には著しいものがあり、これがため、北海道を初めとして、これら被害農家の経済は極度に窮乏し、日々の食糧にも事欠く状態となつていたのであります。よって、これら被害農家に対し、政府所有の米穀を特別価格で売り渡すことにより、その食糧不安を解消し、もつて農家経済の安定、農業再生産の確保に寄与しようとするものであります。

以下、本法案の概要について申し上げます。まず、本法により米穀の売り渡しを受けられる農家は、災害による著しい減収のため、生産した農作物がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けた者としておるのであります。

次に、売り渡しの方法については、市町村が、被害農家に対し、その飯用消費量を基準として、災害による減収の程度を参照して、農林大臣の定める数量の米穀を売り渡す場合には、政府は都道府県に対し、これに必要な数量の米穀を売り渡すようにいたしてあります。なお、米穀の売り渡し価格であります。これは、おおむね生産者価格程度で被害農家に売り渡すことができよう農林大臣が定めることとしており、本法の施行に伴う経費としては、昭和三十一年度において約一億円を予定しておるのであります。

本案は、第二十五回国会において、自民及び社会両党の議員によつて共同提案せられ、本国会に継続審査して参つたものであります。本案は、主として北海道等の冷害対策として立案せられたものでありますので、早急に成立をはかる必要があり、三月十二日の委員会において、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全員の賛成を得て可決されたのであります。

なお、笹山茂太郎君より、本案の成立が遅延した実情にかんがみ、政府は、本法の施行の日から本年十月末日までの間、被害農家に対し、現行の特配分のほか、月四日分に相当する準内地米の加配の措置をとるべきである旨の附帯決議を付すべきであるとの動議が提出せられ、これまた、全会一致をもってこれを可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもつて御報告を終わります。

(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

昭和三十三年三月十三日 衆議院會議録第二十号 簡易生命保険法の一部を改正する法律案 国立学校設置法の一部を改正する法律案

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長松井政吉君。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「十五万円」を「二十万円」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

【報告書は会議録追録に掲載】

【松井政吉君登壇】

○松井政吉君 たいい議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する

法律案に關し、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は内閣提出にかかるものでありまして、その内容及び提案理由は、元來、簡易生命保険の保険金最高制限額は、事業創始以來、勤労者階層の老後生活の安定または死亡の場合の医療、葬祭及び遺族の生活保障に要する経費の額を基礎として定められてきたのであるが、最近における経済事情の変遷からいって、現行の最高制限額十五万円をもつては制度本来の使命である保険的保護を十分に果たすことができない、よって、他面、民営保険の状況をも勘案して、保険金最高制限額を昭和三十三年四月一日より二十万円に引き上げるため、簡易生命保険法の一部に所要の改正を加えようとするものであります。

通信委員会におきましては、去る三月六日本案の付託を受け、三月十一日以降二回にわたり會議を開きまして、政府より提案理由を聴取し、引き続き政府との間に質疑応答を行なったのであります。ここには、審議の過程において、委員多数より、「現在の社会情勢下において簡易生命保険事業の企図する保険的效果を上げるためには、保険金最高制限額を少くとも三十万円程度に引き上げることを必要とする。従つて、今回の引上額は、諸般の情勢上、一応これを了承するが、政府は、なるべく近い機会に、さらにこれを引き上げるよう措置すべきである」との意見が表明されたことを申し述べるにとどめます。かくして、委員会は、三月十二日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決を行なった結果、本法律案は全会一致可決せられ、次いで、自由民主党橋本委員より次の附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもつて可決を見た次第であります。

附帯決議

最近における経済情勢の推移と簡易生命保険事業の使命とにかんがみ、今回の簡保保険金最高制限額の引き上げはなおじゅうぶんでない。よつて政府は、なるべく近い機会に右最高制限額を更に引き上げるよう措置すべきである。

これにて御報告を終ります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○荒船清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長長谷川保君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律
国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表国立大学の名称の欄中

東京工業大学

を

東京工業大

東京商船大

東京水産大

に改め、同表中「理工学部 東京工業大学

を

学

学

学

理 工 学 部

東京工業大学

海務学院

を

商 船 学 部

学 部

学 部

海務学院

東京工業大学

を

水 産 学 部

学 部

学 部

水産学部

東京工業大学

を

東京水産大学

学 部

学 部

水産学部

東京工業大学

を

横浜国立大学

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

神奈川県

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

横浜国立大学

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

神奈川県

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

横浜国立大学

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

神奈川県

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

横浜国立大学

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

神奈川県

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

横浜国立大学

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

神奈川県

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

横浜国立大学

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

神奈川県

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

横浜国立大学

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

神奈川県

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

横浜国立大学

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

神奈川県

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

横浜国立大学

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

神奈川県

学 部

学 部

経済学部

神奈川県

を

第四条第二項の表中東京大学の項を次のように改める。

東京大学	宇宙線の観測及び研究	
	宇野 長	宇野 長
物理研究所	東京	
	東京	
原子核研究所	東京	
	東京	
物理研究所	東京	
	東京	

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔長谷川保君登壇〕

○長谷川保君 ただいま上程になりました国立学校設置法の一部を改正する法律案について、その概要、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず初めに、改正案の内容を簡単に申し上げますと、第一に、東京水産大学の位置を神奈川県から東京都に変更することです。第二点として、商船大学の名称を東京商船大学に改め、その位置を静岡県から東京都に変更することです。第三点は、共同利用の研究施設として東京大学に物理研究所を付置することであり、同研究所において物理に関する実験的研究及びこれに関連する理論的研究を行うものとしてあります。

以上が政府提案の骨子でございます。さて、本案は去る二月十二日文教委員会に付託となり、二十日政府より提案理由の説明を聴取した後、審査に入りました。

委員会における質疑のおもなものとしまして、物理に関する研究施設の共同利用についての具体的内容、物理研究所と各大学における既存の研究との関係、物理研究所の年度計画及び運営方針等でありまして、これらについてきわめて熱心なる質疑応答がなされましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、本三月十三日質疑を終了、討論省路の上、採決いたしました結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(金谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

昭和三十三年三月十三日 衆議院会議録第二十号 議長長の報告

出席閣僚大臣

大蔵大臣 池田 勇人君
文部大臣 澤田 弘吉君
厚生大臣 神田 博君
農林大臣 井出 一太郎君
運輸大臣 宮澤 重雄君
労働大臣 松浦周太郎君
建設大臣 南條 徳男君
国務大臣 宇田 耕一君
国務大臣 大久保留次郎君
国務大臣 田中伊三次君
出席政府委員
内閣官房副長官 北澤 直吉君
大蔵政務次官 足立 篤郎君
厚生省保健局長 高田 正巳君
農林政務次官 八木 一郎君
通商産業政務次官 長谷川四郎君
郵政政務次官 伊東 岩男君

朗読を省略した報告

一、去る十一日芥川参議院事務局長から鈴木事務局長宛、参議院は裁判官訴訟委員予備員井村徳二君の辞任を許可し、その補欠として林田正治君を選任した旨の通知書を受領した。

一、外務省国際協力局長河崎一郎は昨十二日転任したので、その政府委員は自然消滅になった。

一、昨十二日金谷議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

外務省国際協 森 治樹
力局長心得

一、岸内閣総理大臣から金谷議長宛、昨十二日議長において承認した森治樹を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 石山 權作君

地方行政委員

井岡 大治君 北山 愛郎君
大蔵委員 小松 幹君 田原 春次君
社会労働委員 竹山祐太郎君 松村 謙三君
阿 良一君 山崎 始男君
多賀谷真穂君 中村 英男君
農林水産委員 淡谷 悠蔵君 山手 満男君
商工委員 阿左美廣治君 小坂善太郎君
阿左美廣治君 山下 榮二君
多賀谷真穂君 山下 榮二君
阿 良一君 山下 榮二君

一、去る九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 小松 幹君
地方行政委員 河野 密君
大蔵委員 井上 良二君
社会労働委員 阿左美廣治君
永山 忠則君 中村 英男君
多賀谷真穂君 山崎 始男君
農林水産委員 山崎 始男君
石山 權作君 小坂善太郎君
商工委員 松村 謙三君 山手 満男君
阿 良一君 井岡 繁雄君
多賀谷真穂君 井岡 繁雄君
建設委員 井岡 繁雄君
予算委員 井岡 繁雄君
推察 三郎君 竹山祐太郎君
山手 満男君 井岡 大治君
山下 榮二君 北山 愛郎君

淡谷 悠蔵君

勝間田清一君 小坂善太郎君 和田 博雄君
一、去る十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員 小松 幹君
地方行政委員 青木 正君 河野 密君
田原 春次君 小林 郁君
文教委員 赤城 宗徳君 中山 マサ君
社会労働委員 阿左美廣治君 植村 武一君
小川 半次君 大石 武一君
加藤常太郎君 倉石 忠雄君
中山 マサ君 中村三之丞君
赤松 勇君 仲川房次郎君
赤城 宗徳君 青木 正君
白井 莊一君 安藤 覺君
佐々木秀世君 草野一郎平君
瀬戸山三男君 白濱 仁吉君
藤枝 泉介君 田中 龍夫君
農林水産委員 安藤 覺君 白濱 仁吉君
中村三之丞君 仲川房次郎君
商工委員 佐々木秀世君 多賀谷真穂君
阿左美廣治君 原 彰君
通信委員 瀬戸山三男君 井岡 繁雄君
建設委員 加藤常太郎君 井岡 繁雄君
予算委員 淡谷 悠蔵君 井岡 大治君
北山 愛郎君 山下 榮二君
決算委員 白井 莊一君 植村 武一君

昭和三十三年三月十三日 衆議院會議録第二十号 議長の報告

一、去る十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 淡谷 悠蔵君
地方行政委員 小林 郁君 北山 愛郎君
井岡 大治君 青木 正君
文教委員 中山 マサ君 赤城 宗徳君
社会労働委員 佐々木秀世君 白井 莊一君
田中 龍夫君 草野 一郎平君
瀬戸山三男君 藤枝 泉介君
青木 正君 白濱 仁吉君
赤城 宗徳君 安藤 覺君
多賀谷眞穂君 小林 郁君
中山 マサ君 仲川房次郎君
植村 武一君 大石 武一君
阿左美廣治君 中村三之丞君
加藤常太郎君 小川 半次君
倉石 忠雄君

農林水産委員 仲川房次郎君
白濱 仁吉君 中村三之丞君
安藤 覺君
商工委員 阿左美廣治君 赤松 勇君
佐々木秀世君 井手 以誠君
通信委員 建設委員 加藤常太郎君 山下 榮二君
瀬戸山三男君
予算委員 小松 幹君 田原 春次君
河野 密君 井堀 繁雄君
決算委員 植村 武一君 白井 莊一君

一、昨十二日農林水産委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 白濱 仁吉君 (理事白濱仁吉君去る十一日委員辞任につきその補欠)

一、昨十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員 渡海元三郎君 福井 順一君
社会労働委員 阿左美廣治君 多賀谷眞穂君
中村 英男君
農林水産委員 榎 兼次郎君 日野 吉夫君
山崎 始男君
商工委員 福井 順一君 松村 謙三君
赤松 勇君 伊東 隆治君
運輸委員 松岡 駒吉君
建設委員 伊東 隆治君 渡海元三郎君
川俣 清吉君
予算委員 一、昨十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員 福井 順一君 渡海元三郎君
社会労働委員 松村 謙三君 赤松 勇君
山崎 始男君
農林水産委員 松岡 駒吉君 川俣 清吉君
中村 英男君
商工委員 伊東 隆治君 阿左美廣治君
多賀谷眞穂君 福井 順一君
運輸委員 榎 兼次郎君
建設委員 渡海元三郎君 伊東 隆治君
日野 吉夫君
予算委員 一、去る九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
昭和三十三年度一般会計予算
昭和三十三年度特別会計予算
昭和三十三年度政府関係機関予算
昭和三十三年度政府関係機関予算

一、去る十一日参議院から受領した同院議決審査案は次の通りである。
食品衛生法の一部を改正する法律案
一、去る十一日委員会に付託された議案は次の通りである。
食品衛生法の一部を改正する法律案 (第二十四回国会開法第一二三号、参議院議決審査)
社会労働委員会 付託
一、昨十二日議員から提出した議案は次の通りである。
物品税法を廃止する法律案 (春日一幸君外十二名提出)
酒税法の一部を改正する法律案 (平岡忠次郎君外十二名提出)
一、昨十二日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
たばこ専売法の一部を改正する法律案
一、昨十二日委員会に付託された議案は次の通りである。
物品税法を廃止する法律案 (春日一幸君外十二名提出、衆法第一二二号)
酒税法の一部を改正する法律案 (平岡忠次郎君外十二名提出、衆法第一二二号)
以上二件 大蔵委員会 付託
一、昨十二日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
たばこ専売法の一部を改正する法律案 (平岡忠次郎君外三十八名提出、参法第一二二号) 大蔵委員会 付託
一、昨十二日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
物品税法を廃止する法律案 (春日一幸君外十二名提出)

酒税法の一部を改正する法律案 (平岡忠次郎君外十二名提出)
一、昨十二日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。
物品税法を廃止する法律案 (第二十四回国会、春日一幸君外十二名提出、本院議決審査)
酒税法の一部を改正する法律案 (第二十四回国会、春日一幸君外十二名提出、本院議決審査)

衆議院會議録第十八号(その一)中正
誤
頁 段 行 誤 正
一七 一 八 治案対策 治安対策

明治三十五年
三月三十一日 第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し厚紙装丁は二十円)
(配送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)一七、三三